

メキシコ電力市場
法的枠組み、拘束的計画
ならびに産業界における機会

2026年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

メキシコ事務所

【免責事項】

本資料は仮訳の部分を含みます、また本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）メキシコ事務所が Kiin Energy に作成委託し、2026年2月までに入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。ジェトロおよびKiin Energyは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびKiin Energyが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

免責事項

本件に含まれる情報は、公的かつ信頼性の高い公開情報に基づいて作成されたものであり、メキシコ電力市場の現状に関する一般的な分析を提供するものである。

本資料は情報提供のみを目的としており、法務、税務、規制または投資に関する推奨事項を構成するものではない。本見解は現行の法規制に対する現時点での理解に基づくものであり、補足的な規制や公式な解釈が公表されることにより変更される可能性がある。各企業および各個人は、本資料の内容に基づいて意思決定を行う前に、予め分析・評価を実施し、専門アドバイザーに相談する責任を負うものである。JETRO および Kiin Energy は、本資料の内容を第三者が使用または解釈することによって生じたいかなる結果についても、一切の責任を負わない。

目次

初めに	4
1. メキシコにおける電力市場の背景	4
1.1 現状およびメキシコ電力市場の今後（クリーンエネルギーを含む）	4
1.2 2013年電力の法改正 および卸電力市場（MEM）の創設	15
1.3 2025年の法改正	15
2. 電力分野の現行法的枠組み	16
2.1 新たな電力部門法（LSE）	16
2.2 二次法令及び行政規定	16
2.3 国家エネルギー委員会（CNE）	18
2.4 新たな「連邦電力委員会（CFE）法」と市場におけるその役割	18
3 電力部門法における発電形態と参画枠組み	30
3.1 分散型発電（GD）（ ≤ 0.7 MW）	30
3.2 自家発電 0.7 MW ～20 MW（独立型および系統連系型）	31
3.3 混合型発電スキーム	34
3.4 大規模発電（長期、卸電力市場 MEM）	34
3.5 その他の発電形態	35
4. その他の事項および運用上の遵守事項	35
4.1 グリッドコード	35
4.2 エネルギー貯蔵	36
5. 電力産業法（LIE 2013）と電力部門法（LSE 2025）の比較	37
5.1 比較表 電力産業法 LIE（2013年改正）対 電力部門法 LSE（2025年）	37
5.2 電力産業法（LIE - 2013年改正／2014年の連邦官報）と電力部門法 （LSE - 2025年3月18日付連邦官報）の法的比較表	39
結論	40
用語集	42

初めに

メキシコの電力市場は、2025年のエネルギー法改正と新たに公布された電力部門法（LSE）により、大きな変革の過程にある。これらの変化は、国家の役割を再定義し、連邦電力公社（CFE）を強化し、発電・蓄電・電力供給に適用され得る規制を再構築するものである。日系企業を含む、メキシコに拠点を置く産業部門の企業にとって、この新たな枠組みは、挑戦的な課題であると同時に戦略的なビジネスチャンスをもたらすものである。

メキシコは、製造業の拡大、サプライチェーンの現地調達化（ニアショアリング）および生産プロセスの電化によって、電力需要の増大に直面している。このような状況下で、信頼性が高く、競争力があり、かつ、より一層クリーンなエネルギーの確保は、産業競争力を左右する決定的要因となっている。さらに、国内外の脱炭素化目標は、太陽光、風力、コージェネレーション、エネルギー貯蔵といった技術の導入を加速させる機会を生み出している。

本文書は、メキシコ電力部門における新たな規制と運用の枠組みについて、明確かつ実践的な見解を示すものである。特に、LSE（電力部門法）の下で認められている参入形態、産業用大口需要家に影響を与える規制変更、そして近代的なエネルギーインフラの開発または調達の機会に重点を置いて解説する。その目的は、変化するエネルギー環境において、日系企業が影響を予測し、機会を特定し、情報に基づいた意思決定を取れるよう、客観的かつ戦略的な情報を提供することである。

1. メキシコにおける電力市場の背景

1.1 現状およびメキシコ電力市場の今後（クリーンエネルギーを含む）

メキシコにおけるエネルギー部門の変革と電力需要の持続的な増加を背景に、**国家電力システム開発計画（PLADESE）**¹は、国家電力システムの計画立案に関する主要な手段として強化される。本計画は、発電、送電、配電インフラの秩序ある持続可能な拡張のための基盤を定めており、信頼性、エネルギー安全保障、ならびにクリーンエネルギーへの移行に係る判断基準を組み込んでいる。さらに、電力部門の現状とその成長予測を分析するための技術的かつ戦略的枠組みを提供し、公共政策の評価、規制決定、ならびに短期・中期・長期にわたる投資プロジェクトの参考となる。

この枠組みの中で、以下に国家電力システムの最近の動向と予測をまとめた**公的な表とグラフ**をいくつか紹介する。掲載する情報は、**技術別の設備容量、発電量、分散型発電の成長、地域別消費予測、将来見込まれる設備容量の拡張、クリーンエネルギーの比率、公的・民間双方の新規設備容量の必要量**といった重要な側面を含んでいる。本資料の目的は、電力計画に係る当局が公表

¹ 連邦政府官報（DOF）。電力エネルギーの発電活動における拘束的計画に関する一般行政規定（PLADESE）。2025年10月17日公布 リンク：https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5770297&fecha=17/10/2025

した情報に基づき、メキシコ電力部門の分析に参考となる定量的な枠組みを提供することである。

発電設備容量

設備容量は、発電可能な最大電力量を決めるものであり、これにより国内需要を満たす安定的かつ信頼性のある電力供給を確保する。2024年12月時点で 国家電力システム（SEN）の設備容量は 90,543 MW であり、そのうち、63.1%は従来型発電所、36.9%はクリーン技術を用いた発電施設である。2010年と比較すると、総設備容量は 64.3%増加し、クリーン技術は 26.1%から 36.9%へと拡大したのである。

PLADESE 表 2.1 では、2010年～2024年における設備容量の推移が、技術別に区分され、RNT および RGD に連系されているものを表示している。これは、CFE に属する発電所、独立型発電事業者（PIE）、自家発電（AUT）、コージェネレーション（COG）、小規模生産者（PP）、輸入（IMP）、輸出（EXP）、および継続的自家発電施設（UPC）に対応する。

表 2.1. 技術別発電容量（2010年～2024年）

(MW)	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
石炭火力	5,393	5,393	5,419	5,419	5,463	5,463	5,378	5,463	5,463	5,463	5,463	5,463	5,463	5,463	5,463
従来型火力	12,876	12,560	11,923	11,923	12,665	12,665	13,174	12,665	12,315	11,831	11,809	11,793	11,343	11,300	11,300
内燃力発電	241	238	281	290	540	540	1,453	739	880	891	850	701	728	729	717
ガスタービン	2,914	2,873	3,355	2,510	2,399	2,849	5,052	2,960	2,960	2,960	3,545	3,744	3,815	3,888	3,953
コンバインドサイクル	19,283	19,290	19,424	21,755	22,699	22,949	27,274	25,340	27,393	30,402	31,948	33,640	34,413	35,178	35,669
原子力	1,365	1,365	1,610	1,400	1,400	1,510	1,608	1,608	1,608	1,608	1,608	1,608	1,608	1,608	1,608
高効率ジェネレーション					819	943	1,036	1,322	1,709	1,710	2,305	2,305	2,308	2,322	2,293
水力	11,586	11,582	11,685	11,762	12,552	12,560	12,589	12,612	12,612	12,612	12,612	12,614	12,613	12,612	12,612
地熱	965	887	812	823	874	899	909	899	899	899	951	976	976	976	976
風力	449	450	1,097	1,431	2,660	2,877	3,735	3,898	4,866	6,050	6,504	6,977	6,921	7,055	7,512
太陽光発電			1	11	55	57	145	171	1,878	3,646	5,149	5,955	6,515	7,437	7,961
太陽光と蓄電池のハイブリッドシステム													20	32	92

バイオエネルギー	18	18	85	89	233	233	889	374	375	375	378	378	408	407	387
クリーンエネルギー総量 ¹	14,383	14,302	15,290	15,516	18,593	19,079	20,911	20,884	23,947	26,900	29,507	30,813	31,369	32,449	33,441
合計	55,090	54,656	55,692	57,413	62,359	63,545	73,242	68,051	72,958	78,447	83,122	86,154	87,131	89,007	90,543

出典：経済省（SENER）が省の情報、CENACE、CNE、CFE のデーターを基に作成。合計値は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

上の表では、前年（32,449MW）と比較して、2024年のクリーンエネルギー発電所の設備容量が3.1%増の33,441MWとなった点が注目される。これには、水力、地熱、風力、太陽光、バイオエネルギー、原子力、高効率コージェネレーションといったクリーンエネルギー発電技術が含まれている。また、これらの技術群については、2010年から2024年にかけて19,059MW増加しており、これは同期間初期の設備容量比で132.5%の伸びに相当し、最終年には33,441MWに達した。こうした増加のうち、37.1%は風力発電によるもの、41.8%は太陽光発電によるものである。

電力発電

電力の発電量とは、特定期間に実際に生産された電力量を指し、その値は需要、運用条件、および資源の利用可能性に応じて変わる。

2024年には、352,305GWhが発電され、SENに送電された。これは2010年比で29.8%増、2023年比で1.7%増である（表2.2参照）。この発電量のうち76.6%は従来型技術によるものであり、残りの23.4%はクリーンエネルギー技術によるものである。クリーンエネルギー源による発電量は2010年比で27,540GWh増加しており、50.2%の伸びを示している。なお、後述する分散型発電（GD）やRNTやRGDを使用しないオンサイト自家発電は考慮されていないことを述べておこう。

表 2.2. 技術別純導入電力（2010年～2024年）

(GWh)	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
石炭火力	35,371	35,631	35,019	34,642	33,613	33,599	34,208	28,665	27,347	21,611	12,525	8,704	14,194	14,230	12,968
従来型火力	47,376	51,640	58,402	53,770	37,682	39,713	40,795	42,884	39,345	38,020	22,405	22,196	20,001	30,358	28,228
内燃力発電	1,364	1,404	1,541	1,677	1,499	1,740	1,915	2,306	2,589	3,187	2,841	2,121	1,834	3,621	3,847
ガスタービン	2,217	2,123	3,168	2,611	3,422	6,301	8,183	8,435	9,508	10,904	8,664	11,150	10,471	12,336	12,017
コンバインドサイクル	130,269	129,577	130,741	140,777	139,350	144,624	150,597	159,163	163,877	175,506	185,638	186,715	198,355	205,598	212,819
原子力	6,019	9,640	8,193	11,389	9,677	11,577	10,567	10,572	13,200	10,881	10,864	11,606	10,539	12,043	11,978

高効率ジェネレーション	1,926	1,924	1,928	1,921	2,634	3,519	4,310	2,054	2,310	3,259	4,188	3,349	1,376	4,136	3,912
水力	38,684	37,639	32,835	28,869	38,875	30,858	30,847	31,664	32,234	23,602	26,817	34,717	35,561	20,609	23,800
地熱	6,934	6,615	5,887	6,152	6,000	6,331	6,150	5,747	5,065	5,061	4,575	4,243	4,412	4,161	3,576
風力	1,298	1,675	3,688	4,243	7,189	8,991	10,295	10,456	12,435	16,727	19,703	21,075	20,314	20,700	19,987
太陽光発電	0	0	3	20	83	45	151	349	2,176	8,394	13,528	17,069	16,290	18,210	18,640
バイオエネルギー	25	26	140	147	341	362	408	585	600	669	600	582	617	499	533
クリーンエネルギー総量	54,886	57,519	52,673	52,742	64,799	61,683	62,728	61,427	68,020	68,593	80,275	92,641	89,109	80,358	82,426
総合計	271,483	277,894	281,544	286,219	280,365	287,660	298,426	302,880	310,686	317,821	312,348	323,527	333,964	346,501	352,305

出典：エネルギー省 (SENER) が省の情報、CENACE、CNE、および CFE のデータに基づいて作成。合計値は四捨五入の関係で一致しない場合があります。

表 2.2 は、石炭火力による発電量の大幅な減少を示している。2010 年の 35,371GWh（年間発電量の 13%）から、2024 年にはわずか 12,968GWh（年間発電量の 4%未満）にまで減少している。これとは対照的に、太陽光発電は同期開始時には送電網への供給がなかったものの、2024 年には 5.3%（18,640GWh）を占めるまでに成長しており、風力発電も 5.7%（19,987GWh）を占めている。このような動向は、太陽光や風力といった再生可能エネルギー資源の活用へと、国内の発電構成が技術的に変化しつつあることを示している。

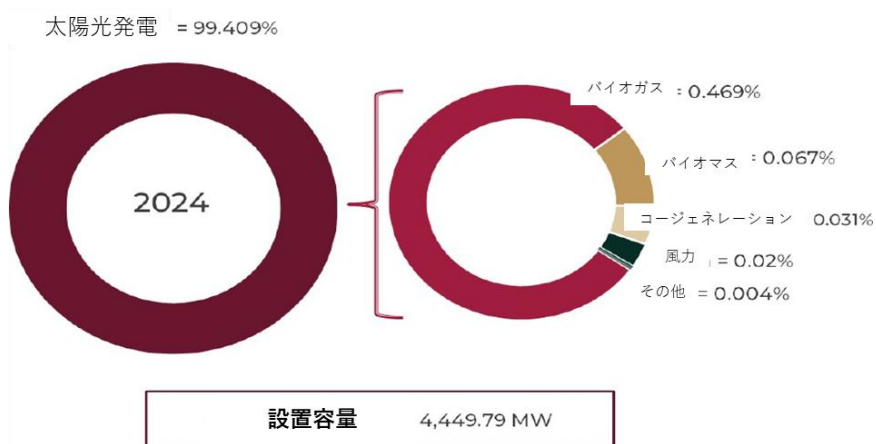
分散型発電

分散型発電 (GD) とは、発電に許可を要しない発電施設から得られる電力であり、需要拠点(原語:Centros de Carga)が高密度に集中する回路に相互接続しているものと定義される。GD は過去 15 年間で、電力部門にクリーン技術、新たな事業者の参入、ならびにビジネスモデルをもたらし、分散化を促進する重要な要素となっている。

GD システムは小規模であることを特徴としており、現行の規制ではその最大設備容量は 0.7MW 未満と定められている（電力部門法第 25 条）。このシステムは、設置場所における需要を満たすために一般的に利用されている。

2024 年における GD の累積設備容量は図 2.9 に示す通り、4,449.79MW である。太陽光発電 (PV) 技術が全体の 99.4%以上を占めている。

図 2.9. 2024 年の国家電力システム (SEN) の分散型発電 (GD) 設備容量の構成



出典：エネルギー省 (SENER) CNE の情報に基づいて作成。

2024年に、国家電力システム (SEN) の太陽光発電による分散型発電 (GD-PV) は40万5千件以上の契約に達し、累積設備容量は4,423MW、電力生産量は6,777GWhとなった。

総消費量の予測 (2025年～2030年、2025年～2039年)

図3.9には、調査期間においてSENを構成する各GCR（地域管理局）における、3つのシナリオそれぞれの年間平均成長率 (TMCA) が示されている。調査の実施やプロジェクト評価に用いる主たる将来推計の計画予測を鑑みると、ユカタン半島が最も高いTMCAを示しており、低い予測で3.6%、計画で3.9%、高い予測で4.3%の成長が見込まれる。一方、中部、東部、北部および北西部の各GCRでは、低予測では成長率1.9%未満と見込まれている。これら地域のGCRの成長率は高い予測では2.4%から2.7%の範囲にあるが、計画予測では2%から2.2%の増加である。北東部および西部のGCRは、計画予測ではそれぞれ2.8%と2.7%の成長が見込まれる一方、高い予測ではいずれも3%をわずかに上回る成長見込まれ、低い予測では北東部が2.4%、西部では2.3%の成長が予測されている。

図 3.9.総消費量予測（2025～2030 年および 2025～2039 年）



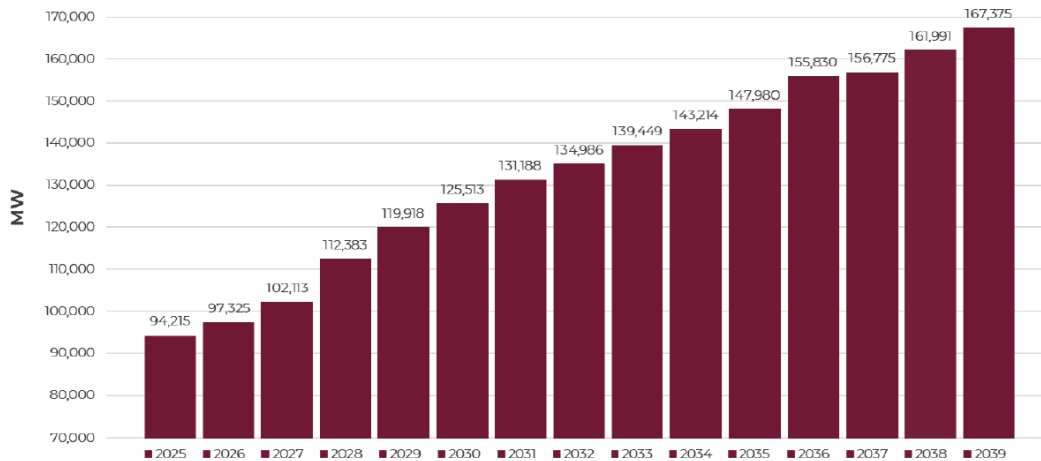
出典：エネルギー省（SENER） CNE の情報に基づいて作成。

計画シナリオによると、半島のGCRが最も高い成長を示すと推計されており、TMCAは3.9%となっている。これに続くのは北東および西部のGCRであり、それぞれ平均成長率は2.8%および2.7%である。相互接続システムに関しては、SIBC（バハ・カリフォルニア接続システム）は平均3.4%の成長が見込まれ、SIBCS（南バハ・カリフォルニア接続システム）とSIMUL（Mulegé ムレヘ接続システム）はそれぞれ3.1%と1.8%の成長が予測されている。（図 3.9 参照）

累積設備容量の想定推移（2025～2039 年）

本節では、2025年8月末時点で予測される累積設備容量の推移と、2025年～2039年における国家電力システム（SEN）の追加設備容量を総計及び技術別で述べる。前提として、系統連系契約に基づくプロジェクト、戦略的インフラプロジェクト、ならびに国家エネルギー政策の達成目標および温室効果ガス排出削減に沿った最適化プロセスにより導かれた発電施設を対象としている。これらは従来型および非同期型の技術を用いた柔軟な発電プロジェクトが検討されており、これにより電力供給を満たすための十分な資源の導入と、SENの信頼性確保を図ることを目的としている。図 3.17には、総設備容量の想定推移が示されている。（試験段階の発電施設を含むが、オンサイト自家発電、独立型供給とGDは含まない）この期間における累積設備容量のTMCAは4.2%となり、2028年と2036年にはそれぞれ前年の累積設備容量を10%および5%上回る加速的な年間成長率が見られる。

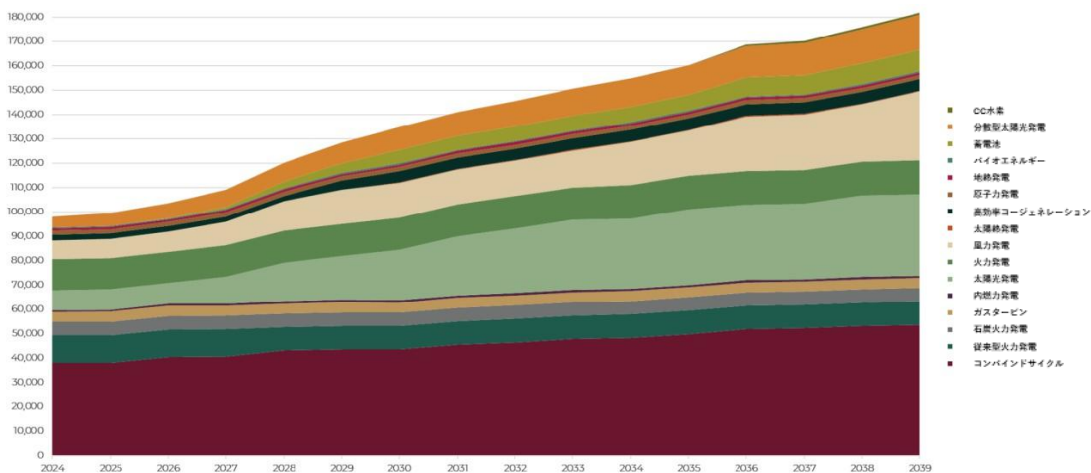
図 3.17. 累積設備容量の想定推移 (2025 年～2039 年)



出典: 経済省 (SENER) CNE の情報に基づいて作成。

一方、図 3.18 には、2024 年末時点で商業運転および試験段階にある設備容量と、PVIRCE 2025 年～2039 年に基づく発電技術別設備容量の想定推移が示されている。

図 3.18. 技術別累積設備容量の想定推移 (2025 年～2039 年)



出典: 経済省 (SENER) CNE の情報に基づいて作成。

クリーンエネルギー（太陽光、水力、風力、太陽熱、コージェネレーション、原子力、地熱、バイオエネルギー、GD-PV）と蓄電池による貯蔵の総設備容量に占める割合は、2024 年には 39.21%であったが、2039 年までには 58.89%へと増加する見込みである。

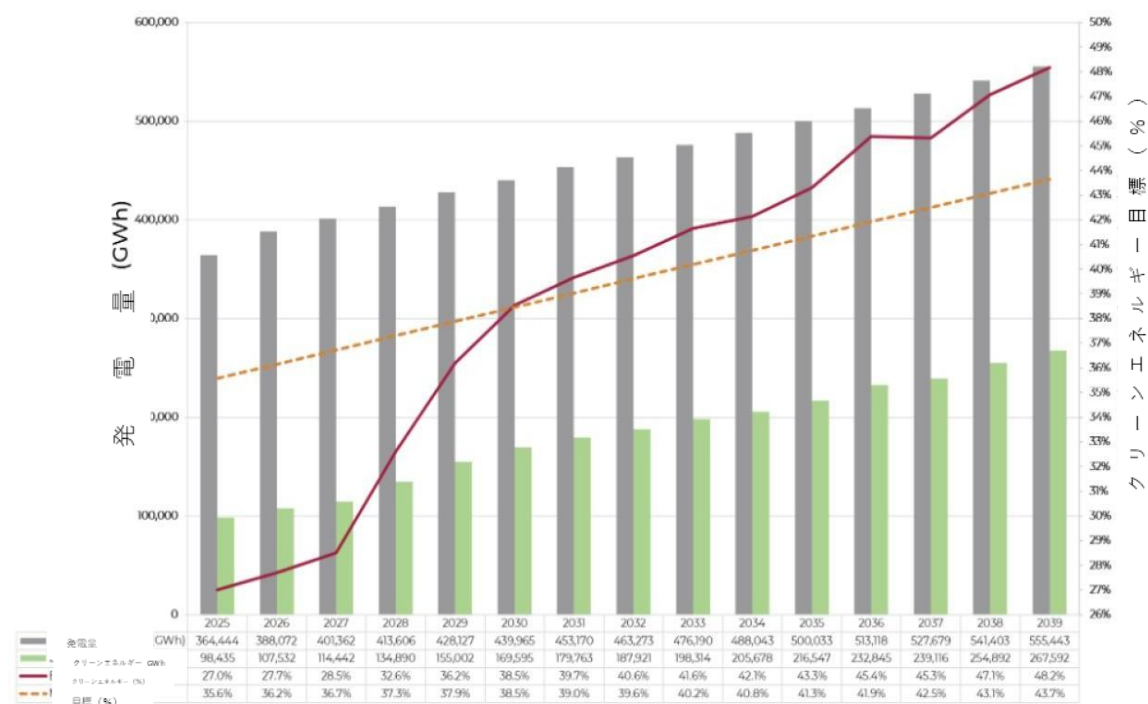
2024 年～2030 年の期間については、系統連系契約を伴う確定プロジェクトおよび 2025 年～2030 年の国家開発計画 (PND) のエネルギー政策) を達成するために必要な戦略的インフラプロジェクトが考慮されていることに言及することが重要である。中長期の最適化プロセスにおいては、SEN の電力供給を確保し、その効率、品質、信頼性、継続性および安全性を保証するとともに、LPTE（エネルギー転換計画法）に定められたクリーンエネルギー目標および国際的な温室効果ガス削減目標を達成することを目指し、SEN の運用にかかる総コストを最小限に抑えることである。

2025 年～2039 年の国家エネルギー政策を強化するための戦略には、火力発電所の 1,631MW、ガスタービンによる 33MW、ユニットの 142MW の発電容量を代替することが計画されている。さらに 2039 年までに廃止する対象の候補である 9,935MW の火力発電施設の評価が含まれている。

クリーンエネルギーの導入

メキシコはパリ協定の枠組みで公約した国別削減目標を達成するため、次の 3 つの主要な行動方針に基づく対策を講じている。a) 電力発電へのクリーンエネルギーの導入、b) 高効率発電所における高炭素燃料の天然ガスへの切り替え、c) 電力網の技術的損失の削減である。これにより 2030 年までに温室効果ガス (GEI) 排出量を基準値比で 35%削減することを目指している。クリーンエネルギーの統合状況は図 3.21 に示されている。同図では、国家電力システム (SEN) の総発電量に対するクリーン発電の TWh ベースと割合ベースでの推移が示されており、2030 年にはクリーン発電量が目標の 35%を上回り、およそ 38%に達することが予測されている。

図 3.21. クリーンエネルギーの進化 (2025 年～2039 年)



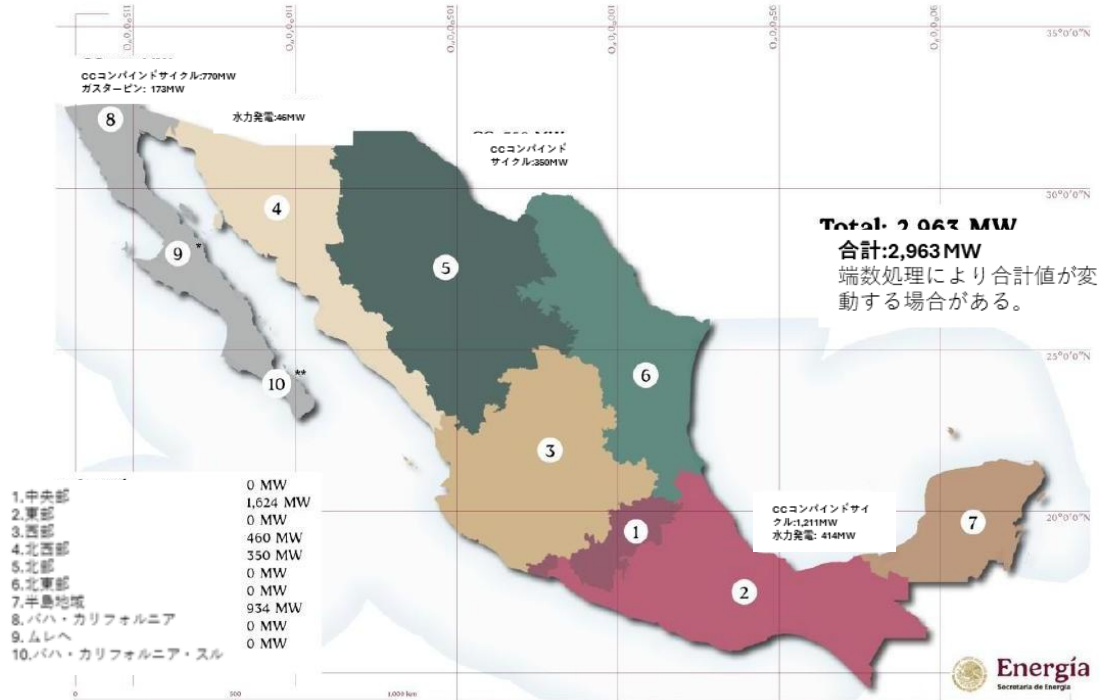
出典: SENER、CNE の情報に基づいて作成

調査期間の終了時までには、発電量の約 48%がクリーンエネルギーによるものとなる見込みであり、これにより電力部門の GEI (温室効果ガス) 排出量のおよそ半分が削減できると推定される。

国家プロジェクトの追加総容量 (2025 年～ 2030 年)

PVIRCE は、2025 年～2027 年の期間に 2,963MW の追加設備容量を検討しており、そのうち、2,330MW がコンバインドサイクル、173MW がガスタービン、460MW が水力発電に該当する。図 4.3 は、これらのプロジェクトを技術別および GCR（地域管理局）別に分類したものである

図 4.3. CFE 強化プロジェクトにおける追加容量（2025 年～2027 年）



出典: エネルギー省 (SENER) CNE の情報に基づいて作成

エネルギー省 (SENER) はまた、図 4.6 に示されるように、拘束的計画に基づき、2026 年～2030 年に民間事業者の再生可能エネルギー源への参加により開発可能な、7,405MW の容量追加を決定した。このうち、1,638MW の発電容量と 900MW の揚水発電は、SENER が定めた国家エネルギー政策を達成するための戦略的プロジェクトに相当する。

さらに、当該設備容量に加え、CENACE (国家エネルギー管理センター) および CNE (国家エネルギー委員会) は、民間事業者が拘束的計画基準に沿って開発を意図する自家発電およびコージェネレーションに係る発電許可申請に優先的に応対し、系統関係調査を作成することが可能となる。また、電力需要の増加に対応しつつ、国家政策に基づき、法令、規則およびその他の適用される法的規定を遵守する観点から、需要設備の接続手続きに関する諸手続きについても優先的に対応することが可能となる。

図 4.6. 民間事業者の開発による追加容量 (2026 年～2030 年)



出典: SENER、CNE の情報に基づいて作成

表 4.9 には国家電力システム (SEN) における設備容量の要件が示されており、これらは民間事業者によって開発可能なものである。要件は、GCR (地域管理局)、送電地域、連系変電所、電圧レベル、技術、ならびに運転開始年別に詳細に示されている。これらの要件は、一つまたは複数のプロジェクトで満たされる可能性がある。

表 4.9. 民間事業者の容量要件 (2026 年～2030 年)

GCR	送電地域	種類	運転開始年	容量 MW	増強工事の概算投資額 (MDP)	系統連系変電所	電圧レベル kV	州
中央部	42-Tula-Pachuca	太陽光	2027-2028	440	991	SE Kilómetro 110-Pachuca Potencia 間の二つの送電線を接続する SE Maniobras	230	Hidalgo
	43-Toluca	太陽光	2028	30	91	Villa Guerrero	115	Estado de México
	42-Tula-Pachuca	太陽光	2030	80	45	Nochistongo	115	Hidalgo
東部	47-Puebla	太陽光	2027	200	215	SE Maniobras は、Tecali 73560 Oriente、Tecali 73010 Guadalupe Analco および Tecali 73820 Bugambilias の各送電線 (LT) を接続する変電所。	115	Puebla
	46-Veracruz	太陽光	2028	120	31	Piedras Negras	115	Veracruz
	48-Morelos	太陽光	2028	120	40	Yautepec Potencia	115	Morelos
	61-Juchitán	風力	2028	200	31	Juchitan Dos	115	Oaxaca
	46-Veracruz	太陽光	2029	130	31	Santa Fe	115	Veracruz
	58-Grijalva	太陽光	2029	200	150	Tapachula Potencia	115	Chiapas
	59-Tabasco	太陽光	2029	100	40	Cárdenas Dos	115	Tabasco
	46-Veracruz	太陽光	2030	250	44	Manlio Fabio Altamirano	230	Veracruz
	76-Chetumal	風力	2028	200	41	Xul-ha	115	Quintana Roo
64-Escárcega	太陽光	2028	300	139	Escárcega	400	Campeche	

半島地域	64-Escárcega	太陽光	2028	600	2,036	SE Maniobras は、Escárcega-Ticul 間の 2 回線の送電線 (LT) を接続する変電所	400	Campeche
	68-Dzitnup	風力	2028	320	139	Dzitnup	400	Yucatán
	69-Valladolid	風力	2028-2029	350	2,439	SE Maniobras は、Norte-Kanasin Potencia 間の 2 回線の送電線 (LT) を接続する変電所	230	Yucatán
西部	29-Tepic	太陽光	2029	80	97	Acaponeta	115	Nayarit
	33-San Luis Potosí	風力	2028	100	1,017	Charcas Potencia	115	San Luis Potosí
	33-San Luis Potosí	風力	2029	170		El Potosí	230	San Luis Potosí
	31-Aguascalientes	太陽光	2029	90	126	Ojo Caliente	115	Zacatecas
	31-Aguascalientes	太陽光	2028	90	479	La Virgen	115	Jalisco
	31-Aguascalientes	太陽光	2028	100		Lagos Galera	115	Jalisco
	34-Salamanca	太陽光	2027	90		El Toro	115	Guanajuato

GCR	送電地域	種類	運転開始年	容量 MW	増強工事の概算投資額 (MDP)	系統連系変電所	電圧レベル kV	州
	33-San Luis Potosí	太陽光	2027	130	756	San Diego Peñuelas	115	Guanajuato
	37-San Luis de la Paz	太陽光	2027-2029	180		Santa Fe	115	Guanajuato
	38-Querétaro	太陽光	2027	100	2,516	Tequisquiapan	115	Querétaro
	38-Querétaro	太陽光	2028	220		SE Maniobras は、San Juan Potencia-Dañú 間の送電線 (LT) を接続するための操作用変電所	230	Hidalgo
北部	13-Cuauhtémoc	太陽光	2029	30	35	Cuauhtémoc	115	Chihuahua
北東部	19-Nuevo Laredo	風力	2028	140	38	Falcon Mexicano	138	Tamaulipas
	21-Matamoros	風力	2027	120	38	Matamoros Potencia	138	Tamaulipas
	27-Güémez	風力	2028	200	176	Jiménez	115	Tamaulipas
	25-Huasteca	風力	2027	80	106	SE Maniobras は、Libramiento-Mante 間の送電線 (LT) を接続するための操作用変電所	115	Tamaulipas
	25-Huasteca	太陽光	2028	110	27	Puerto Altamira Eléctrica	115	Tamaulipas
	23-Salttillo	風力	2028	300	76	Derramadero	400	Coahuila

日系産業界にとっては、以下のことを意味する。

- 事業活動の**脱炭素化を求める圧力が高まる環境**。（例、グローバルサプライチェーン、米国および欧州の顧客からの要請）
- 特にニアショアリング関連の工業団地において、再生可能エネルギーとハイブリッド方式（太陽光+風力+蓄電）による**長期電力供給契約の機会**

1.2 2013年電力の法改正 および卸電力市場（MEM）の創設

2013年の改革により憲法が改正され、**電力産業法（LIE）**が制定され、卸電力市場（MEM）が創設されるとともに、発電および供給分野における競争制度が導入された。主な内容は以下のとおりである。²

- 活動分離により、CFEは従来の独占体制を解消し、民間の発電事業者および電力小売事業者の市場参入が認められた。
- **国家エネルギー管理センター（CENACE）**は、電力システムおよび電力市場を独立して運用する機関として設立された。
- **クリーンエネルギー認定（CEL）**制度による再生可能エネルギー導入の促進。
- 大口需要（有資格需要拠点）による卸電力市場（MEM）または二国間契約を通じて民間発電事業者から電力を調達できる仕組みが導入された。

この枠組みにより、2014年～2018年頃にかけて、ガスのコンバインドサイクル、太陽光、風力等の発電設備への民間投資が大幅に増加し、その多くは外国資本によるものであった。

1.3 2025年の法改正

2024年～2025年にかけて、メキシコは新たな憲法改正・法改正を実施し、従来の電力産業法（LIE）を2025年3月18日³に公布された**電力部門法（LSE）**に置き換えた。

2025年法改正の要点：

- LSEは、電力部門を国家の戦略的分野として再定義し、**発電、蓄電、送電、配電、商業取引**に加えて、国家電力システム（SEN）の計画および運用、MEMの運営を明示的に含めている。
- **連邦電力委員会（CFE）**は、企業構造の再統合と簡素化により、最低限の普及目標（例：全国発電量の54%）を掲げた**国有企業として強化される**。
- 新たな制度的構造（第2項参照）が創設され、発電と供給への民間参入ルールが再定義されたが、**民間投資が排除されたわけではなく**、拘束的計画基準、CFEとの契約、および新設された規制当局による許認可の枠組みの下で方向付けの見直しがなされた。

2025年の法改正による日系企業への影響

²（訳注：原文に注釈無し）

³ 連邦議会『電力部門法』。連邦政府官報（DOF）、2025年3月18日公布。リンク先：
<https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LSE.pdf>（閲覧日：2025年12月）。
禁無断転載 Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

- 国と CFE が中核的な主体者となる一方で、発電、蓄電、さらには官民連携（PPP）スキームへの民間参入の機会が明確に開かれている。
- 政府の電力計画に整合したプロジェクト（例：戦略的工業団地、物流ルート、物流ハブの拡張）の重要性が一段と高まっている。

2. 電力分野の現行法的枠組み

2.1 新たな電力部門法（LSE）

LSE は現在、メキシコ電力部門を規定する**枠組み法**であり、海外の産業投資家にとって LSE が必須とする要素は以下のとおりである。^{4 5}：

- 電力部門を国家の戦略的活動と定義し、**計画は拘束力を有し**、エネルギー省（SENER）が主導することを定めている。
- **MEM** は存続するものの、新たな規則の下、民間事業者の参入は SEN の計画および CFE の優位性と整合することが求められる。
- 電力部門固有の活動として**蓄電（エネルギー貯蔵）**を認め、**電力エネルギー貯蔵システム（SAEE）**に法的根拠を付与する。
- 旧制度から新制度に向けた SSAEE 許認可の移行に係る移行規定を定めている。これは既存の太陽光・風力プロジェクトにとって極めて重要である。

日系産業界にとっては、以下のことを意味する。

- 現在の供給スキーム（例：LIE に基づく民間 PPA）を、移行可能か **LSE の下で再構成**しなくてはならないかの検討が必要である。
- 特に新規発電施設や送配電網の建設が優先される工業団地において、CFE、SENER と**連携した新規プロジェクトへの参入機会**がある。

2.2 二次法令及び行政規定

LSE（電力部門法）は以下により補われる。

- 2025 年 10 月 3 日に公布された**電力部門法細則（RLSE）**は、拘束的計画の運用を具体化し、SENER（エネルギー省）、CNE（国家エネルギー委員会）、CENACE（国家エネルギー管理センター）の権限を明確化するとともに、許可、系統連系、蓄電、ならびに卸電力市場⁶への参入に関する規則を定めている。

⁴ 大統領府『電力部門法施行規則』。連邦官報（DOF）、2025 年 10 月 3 日公布。リンク先：
[https://www.cenace.gob.mx/Docs/16_MARCOREGULATORIO/Leyes/\(DOF%202025-10-03%20Presidencia\)%20Reglamento%20de%201a%20Ley%20de%20Sector%20E1%20C3%A9ctrico.pdf](https://www.cenace.gob.mx/Docs/16_MARCOREGULATORIO/Leyes/(DOF%202025-10-03%20Presidencia)%20Reglamento%20de%201a%20Ley%20de%20Sector%20E1%20C3%A9ctrico.pdf)（閲覧日：2025 年 12 月）。

⁵ 連邦議会『電力部門法』。連邦官報（DOF）、2025 年 3 月 18 日公布。リンク先：
<https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LSE.pdf>（閲覧日：2025 年 12 月）。

⁶ 大統領府『電力部門法施行規則』。連邦官報（DOF）、2025 年 10 月 3 日公布。リンク先：
[https://www.cenace.gob.mx/Docs/16_MARCOREGULATORIO/Leyes/\(DOF%202025-10-03%20Presidencia\)%20Reglamento%20de%201a%20Ley%20de%20Sector%20E1%20C3%A9ctrico.pdf](https://www.cenace.gob.mx/Docs/16_MARCOREGULATORIO/Leyes/(DOF%202025-10-03%20Presidencia)%20Reglamento%20de%201a%20Ley%20de%20Sector%20E1%20C3%A9ctrico.pdf)（閲覧日：2025 年 12 月）。

- 技術規範（グリッドコード、CENACE の規定、電気関連メキシコ公式規格-NOM-）は、すべての参加者にとり、引き続き遵守すべき義務である。
- 蓄電システムに関する特別規定、容量に応じて CNE の許可または SENER の認可が必要である。（例：0.7 MW 以上で発電施設に統合されていないシステムは、別途許可を要する）

公布済みまたは更新、あるいは公布待ちの規制手段のまとめ一覧

法令・規定等	現状	主な対象範囲	注記
メキシコ憲法(2025年改正)	有効	電力部門を国家の戦略分野として位置づけている。	LSE の法的根拠
電力部門法 (LSE)	有効 (2025年3月)	電力部門の基本枠組み	LIE(電力産業法)に代わるもの
電力部門法細則 (RLSE)	有効(2025年10月)	許可、計画、系統連系の運用を具体化する。	自家発電には重要
拘束的計画に関する一般行政規則 (DACG)	公布済み (2025年12月)	プロジェクトの整合性基準	適用の義務あり。
国有企業、連邦電力委員会の共同開発スキームに関する指針	公布済み (2026年1月28日)	CFE（およびその子会社）と民間事業者との間で締結される提携契約に関し、費用、経費、投資、リスクその他を共有するための基準。	新たなスキーム。拘束力のある計画の基準に整合させること。
蓄電に関する一般行政規則 (DACG)	一部公布済み	SAEE（電力エネルギー貯蔵システム）の許可と参加	詳細の大部分は未定
バックアップ料金の算定手法	公布待ち	送配電網使用及び容量	系統連系型自家発電に影響を与える。

実務面は以下の規定による。

- 許可の**審査期間**、系統連系条件、ハイブリッドプロジェクト（発電+蓄電）の要件に関する確実性が確保される。
- PPA や長期供給契約の資金調達力を評価する上で重要となる。

PPA の資金調達力

財務的、契約上の観点から、LSE に基づく電力購入契約（PPA）の**資金調達力**は、主に規制の確実性、供給の安定性、そして契約相手が健全で強靱であることの三要素による。

新たな枠組みでは、CFE と締結する PPA、または拘束力のある計画に整合性を持つ PPA は、国を契約相手とし、規制環境を予測する可能性が高いことから、より高い資金調達力を確保できる。これに対し、民間事業者間のみの PPA については、規制に合わせる可能性、バックアップ料金、LSE（電力部門法）とその細則の移行条項に定められる移行のメカニズムを考慮し、より慎重な PPA 構築が求められよう。

金融機関にとっては、PPA が次の要件を満たしていることが重要である。

- CNE の有効な許可を取得していること。
- SEN の計画と整合していること。
- 規定変更に対し調整メカニズムを備えていること。

2.3 国家エネルギー委員会 (CNE)

この法改正により、CRE と CNH は廃止され、SENER.⁷の所管下にある新たな技術的分権部門機関として、**国家電力委員会 (CNE)** が創設された。

電力部門に対する主な役割

- **発電、蓄電、供給**に関する許可を与え、規定対象となる料金を監督する。
- MEM の運用を監督し、技術的および経済的規定を発行する。
- 系統連系、オープンアクセスならびに契約審査に関する、従来 CRE が担っていた役割を引き継ぐ。
- 日系企業向けには、発電・蓄電・供給プロジェクトに参画する際、エネルギー省 (SENER) とともに**主要な規制当局との対話の窓口**になる。
- 以下各項目の判断基準を理解することが極めて重要である。
 - オンサイト/ニアサイト型プロジェクトの許可
 - CFE と連携
 - 自家発電および混合型発電の認可

2.4 新たな「連邦電力委員会 (CFE) 法」と市場におけるその役割

本改正により、**国家公営企業法 (連邦電力委員会)** も新たに公布され、以下を規定している。⁸

- CFE を**統合型公営企業**として再編し、多くの子会社・部門を整理することで、投資力および運用能力を強化。
- 発電・送電・配電における軸となる役割を明確化し、サービス網の充足と信頼性の確保。
- 民間企業と共同で参画できるスキーム (CFE が民間と提携できる) を認め、特定の民間送配電網を取得し国家電力システムに組み込むことを可能とする。

日系産業界には

- 大規模プロジェクト (例: コンバインドサイクル発電所、工業団地向け送電網、太陽光プロジェクト) において、CFE は、**必然的なパートナー**となる。
- 多くの民間発電・供給プロジェクトは、CFE と正面から競合するのではなく、**CFE の計画立案および能力を補完する**形で構築する必要がある。

2.5 国家電力システムの拘束的計画

⁷連邦議会。国家エネルギー委員会法、メキシコ合衆国官報に掲載。リンク先 <https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LCNE.pdf> (閲覧日: 2025年12月)。

⁸ 連邦議会。国家公営企業法 (連邦電力委員会)、メキシコ合衆国官報に掲載。リンク先 <https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LEPECFE.pdf> (閲覧日: 2025) 念12月)。

2.5.1 拘束的計画とは

拘束力のある計画とは、エネルギー管轄当局、特にエネルギー省（SENER）ならびに連邦電力委員会（CNE）が、許認可の付与に先立ち発電プロジェクトを評価・検証することを義務づけるエネルギー計画メカニズムであり、これは 2025 年 10 月 17 日付⁹で連邦政府官報に公布された電力産出活動における拘束的計画に関する一般行政規定に基づくものである。

その目的は、プロジェクトが電力部門の計画手段（短期・中期・長期の公式計画、計画書および戦略）に適合し、これらが国家の公共政策に整合した技術的・経済・社会・環境基準を満たしていることを保証することである。

言い換えれば、プロジェクトが個別の技術要件を満たすだけでは不十分であり、国が定める包括的なビジョン、部門の開発目標、および戦略的優先事項と合致していることが求められるのである。

重要な点として、これらの規定は自家発電またはコージェネレーションのプロジェクトには適用されず、卸電力市場（MEM）向けの発電にのみ適用されるものである。

2.5.2 発電事業者への影響

新規発電所または増設の許可取得を目指す事業参画者の場合

1. 許可付与に先立つ義務として評価：連邦電力委員会（CNE）は、発電許可を付与する前に、当該プロジェクトが拘束的計画を履行しているかを評価しなければならない。これは、プロジェクトが当該一般行政規定で定められた基準および国の公式な計画手段と整合しているかを確認することを意味する。

2. 厳格な評価基準

要求される基準には、以下が含まれる。（ただし、これらに限定されるものではない）

- **需要の充足およびアクセス性への貢献：** 当該プロジェクトが特定地域における真のエネルギーニーズに応えられること。
- **信頼性・継続性・サービス品質：** 電力システムの安定性と安全性に貢献すること。
- **長期的効率性：** コスト削減を助け、将来のインフラにおいて不要な投資を招かないようにすること。
- **エネルギー転換と持続可能性：** クリーンエネルギーの目標達成と排出量削減を助けること。
- **非優位性：** 国の電力部門への参画を完全に疎外してはならない。（国が発電量の最低 54% のシェアを維持できるよう配慮すること。
- **公正なエネルギー：** エネルギーへの公平なアクセスを促進し、脆弱な地域社会における格差を縮小すること。
- **技術革新・技術開発：** 先進技術を振興すること。

⁹ メキシコ合衆国エネルギー省『電力発電活動における拘束力のある計画に関する一般行政規程』。官報（Diario Oficial de la Federación）、メキシコ。入手先：https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5770298&fecha=17/10/2025#gsc.tab=0（閲覧日：2025 年 12 月）

2.5.3 拘束的計画の基準分析

2.5.3.1 電力需要満足度:

当局の評価基準とは？

プロジェクトは次のうち、どれを解決するために本当に必要なのか：

- 地域の電力需要増加
- 能力不足を補う
- 地域の送電網混雑の緩和
- 系統のバックアップまたは柔軟性

例:

- FV 200 MW の太陽光 (FV) を、系統がすでに飽和しており送電網の増強がない地域に設置 → 正当化が困難。
- FV + BESS (蓄電システム) を、需要成長が見込まれる工業地域 (ニアショアリング) に設置 → 貢献する。

2.5.3.2 国家電力システム (SEN) の信頼性・継続性・品質に関する基準

目的

当該プロジェクトは以下の要件を満たしていること：

- 安定を乱さないこと
- 系統のバランスを取ることに貢献すること
- 周波数・電圧・予備力などの指標を向上させること

例:

- 制御機能のない太陽光または風力発電で蓄電システム無し、付帯サービスなし。
- BESS を備え、ランプ制御、シンセティックイナーシャ (疑似慣性)、または高速予備力を提供できる発電施設。これにより BESS は、単なる技術的資産ではなく、規制上の資産として位置付けられる。

2.5.3.3 系統全体の経済効果 (長期的) に関する基準

何がチェックされるのか？

プロジェクトが以下のことを実現すること：

- 送電設備に不必要な投資を招かないこと
- 系統全体の費用を押し上げないこと
- 限界コストや混雑コストの低減に貢献すること

例:

- 投資は安価だが、新たな変電所の設置や長距離送電線が必要となる発電施設。
- プロジェクト費用は高いが、既存インフラに接続できる。

1MW あたり最も安い案件が有利とは限らない。系統全体にとって最も効率的なプロジェクトが評価される。

2.5.3.4 エネルギー転換に係る整合性基準

何が評価されるのか？

以下の項目への貢献

- クリーンエネルギー
- 排出量削減
- 段階的な脱炭素化
- エネルギー転換を支える技術（純粋な再生可能エネルギーに限らない）

例：

- 太陽光 + BESS
- 高い熱効率を有する高効率コージェネレーション
- ⚠ 戦略的正当性を欠くコンバインサイクルは、妥当性が問われる。

これはガス火力の排除を意味するものではないが、説得力のある根拠が求められる。

2.5.3.5 非優位の原則に関する基準

電力部門法細則（RLSE）第9条は、エネルギー省が国の総発電量に占める割合を算定することにより、発電事業における民間事業者非優位原則が遵守されているかを毎年評価しなければならないと定めている。これは、国が系統全体に供給した電力量を総電力量に対する比率として求めるものであり、実績値に加えて、需要シナリオ、拡張計画、プロジェクトの進捗状況および実施リスクに基づく将来予測値を併せて算定される。

この結果に基づき、エネルギー省は、国が開発すべき新たな発電能力、送電設備、その他の電力インフラの必要性を特定し電力部門開発計画（PLADESE）に組み込み、いかなる場合も、これらの措置が経済的な負荷配分需要への対応に影響を与えず、電力システムのコストを押し上げないことを保証する必要がある。

非優位の基準をより明確に理解するため、以下の数式によって例示する。

電力発電への国の参加（年間）

国が発電に占める割合は、以下のように定義される。

$$P_E = \left(\frac{G_E}{G_T} \right) \times 100$$

- P_E =発電における国の参加率（%）
- G_E = 国による発電投入量（MWh）
- G_T =国家電力システムに注入された電力量（MWh）

将来予測（推定）評価のための算定式

将来の評価においては、実際の発電量を**推定値**で置き換える。

$$P_E^{est} = \left(\frac{G_E^{est}}{G_T^{est}} \right) \times 100$$

P_E^{est} = 国の発電参加率（推定値、%）

- G_E^{est} =推定値による国の発電投入量
- G_T^{est} =推定値による国家電力システムへの電力総投入量

実施リスクおよび遅延に係る調整（当該手法に暗示される）

国による推計発電量は、以下のようにより詳細に表すことができる。

:

$$G_E^{est} = \sum_{i=1}^n (G_i \times f_i)$$

- G_E^{est} =国による推定投入電力量
- G_i = プロジェクト i の想定発電量
- f_i = プロジェクト i における実行リスクと遅延リスクに対する調整係数
 $0 < f_i \leq 1$
- n =拡張計画において考慮される国の発電プロジェクト数

簡潔な解釈：国の発電参加率は、国が投入する電力量とシステムに投入される総電力量の比率によって決定される年間百分率で、将来シナリオにおいては、拡張、需要、プロジェクト実施リスクに係る調整が考慮される。

例：

例 1: 基本のシナリオ（法的最低要件を厳格に満たしている）

データ：

- システムの総発電量：

$$G_T = 100,000 \text{ GWh}$$

- 国の発電量：

$$G_E = 54,000 \text{ GWh}$$

計算：

$$P_E = \left(\frac{54,000}{100,000} \right) \times 100 = 54\%$$

✅ 結果

国は参加比率の法的最低要件を厳格に満たしている。

例 2: 余裕を持たせたシナリオ（国の管理がより大きい）

禁無断転載 Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

データ:

- システムの総発電量:

$$G_T = 120,000 \text{ GWh}$$

- 国の発電量:

$$G_E = 72,000 \text{ GWh}$$

計算:

$$P_E = \left(\frac{72,000}{120,000} \right) \times 100 = 60\%$$

✓ 結果:

国は法定最低限度を上回っており、民間優位による規制リスクはない。

例 3: リスク調整を伴う予測シナリオ

前提条件:

- 推定総発電量:

$$G_T^{est} = 150,000 \text{ GWh}$$

- 実行リスクを抱える国家プロジェクト 3 件:

$$G_E^{est} = (40,000 \times 0.95) + (30,000 \times 0.90) + (20,000 \times 0.85)$$

プロジェクトの実行リスクと遅延リスク調整係数 (f_i) 表の例 (非公式)

注記: f_i 係数は、技術的、法的、環境的、社会的、財務的、商業的、安全保障、インフラ、政治・制度面のリスクを集計し組み込んだものである。

プロジェクトのリスクレベル	プロジェクト一般条件	係数 (f_i)
非常に低い	商業運転中、または物理的進捗率が 80% を超え、許可すべてが取得済み、系統連系が利用可能であるプロジェクト。	0.95 - 1.00
低い	許可取得済み、EPC 契約締結済み、資金調達進捗中、重大なリスクが特定されていない。	0.90 - 0.95
中	発電許可取得済み、MIA (環境影響評価書) が適法で、工事は未着工、またはインフラ整備に依存している。	0.80 - 0.90
中-高	規制、社会面、または系統連系に関する重要な課題を抱えるプロジェクト。	0.70 - 0.80
高	構想段階のプロジェクト、または実行上あるいは遅延に関する重大なリスクを抱えるプロジェクト。	≤ 0.70

中間計算:

$$G_E^{est} = 38,000 + 27,000 + 17,000 = 82,000 \text{ GWh}$$

国の参加:

$$P_E^{est} = \left(\frac{82,000}{150,000} \right) \times 100 = 54.7\%$$

✅ 結果

リスク調整後であっても、国は依然として法的優位性を保持している。

その他の例:

- ❌ 新規設備容量の90%が民間主体となる地域。→法務面でのリスクが高い
- ✅ CFE の拡張計画を補完する民間プロジェクト → 実行可能

ここで重要なのは件数ではなく、プロジェクトの目的である。

結論: 国家発電量 (G_e) の比率について:

< 54 % →法的リスクが有り、国側による新規容量の確保が求められる。

≈ 54 % →最低許容ゾーンであり、継続的なモニタリングが必要。

> 54 % →民間事業者の参入余地が法律上認められている。

この基準が何を意味するのか。

- 国 (CFE) が発電分野における最低限の戦略的シェアを失わないこと。
- プロジェクト単位の割合ではなく、システム全体を総合的に捉えた視点。

2.5.3.6 公正なエネルギーの基準

何を評価するのか?

プロジェクトは、

- 地域間の格差を縮小し、
- 遅れのある地域に利点をもたらし、
- 信頼性の高いエネルギーへのアクセスを支援すること。

例:

- ❌ 地域への効果がなく、金融取引のみを対象とするプロジェクト。
- ✅ 以下のようなプロジェクト:

- 地域ネットワークを強化する
- 産業拠点に電力を供給する
- 市町村に取り信頼性が向上する

援助的アプローチではなく、**地域に効果的なもの**。

2.5.3.7 技術の革新・開発に関する基準

本基準は、**国家電力システム（SEN）の信頼性、柔軟性、効率性の向上**を目的とした、システム全体に影響を与える**技術革新**を取り入れた技術やプロジェクトに焦点を当てている。

革新とは導入された技術に限定されるものではなく、**電力システムを制御し調整する運用能力**も含まれる。

技術革新の主な要素：

- **制御可能かつ柔軟な運用**
プロジェクトは、SEN の状況に応じて運転を調整できる高度な制御能力を備えており、システムの安定性に寄与する。
- **電力システムへのサービス提供**
技術的構成により、周波数調整、電圧基盤、緊急事態への迅速な対応といった機能を支援し、電力供給の信頼性を強化する。
- **スマートエネルギー管理**
プロジェクトは、リアルタイムでの運用を最適化し、運用上の意思決定を容易にする EMS や高度な制御などのデジタル管理システムを統合している。
- **インフラの効率的な活用**
技術統合により、連系点の活用効率を最大化し、ネットワークへの影響を低減し、将来のインフラニーズの抑制に貢献する。
- **拡張性と再現性**
モジュール設計により、ソリューションを電力システムの他のノードにも複製することが可能となり、セクターにおける秩序ある長期的な計画策定を支援する。

拘束的計画への貢献

プロジェクトの技術革新：

- SEN の信頼性と柔軟性を向上させる。
- 運用上およびシステム上のリスクを低減する。
- エネルギー転換を支援する。
- 新規発電容量の秩序ある統合に貢献する。

したがって、プロジェクトは拘束的計画に規定された**技術革新と開発の基準**を満たし、**エネルギー省（SENER）、国家電力委員会（CNE）** および **CENACE** が定めた戦略的目標にも合致している。

例：

- 新技術の導入
- ハイブリッド方式
- デジタル制御／EMS／AI（人工知能）

- 付帯サービスとして、周波数調整、電圧基盤・制御（無効電力）、運用予備力／迅速対応、ランプレート制御、混雑およびピークの緩和、ブラックスタート（Black Start）

2.5.3.8 技術面・環境面・社会面での実現可能性

何を確認するのか？

プロジェクトは、

- 技術的に実現可能であり、
- 環境面での実効性があり、
- 重大な社会的対立に直面しないこと。

例：

- 社会的反対運動が続いている地域や、土地利用が不適合な地域
- 次の条件を満たすプロジェクト：
 - 権利要件が明確である。
 - 環境面での許可が取得可能である。
 - 環境への影響が最小限である。

この活動は、新規発電プロジェクトの開発における重要な初期工程として、**早期段階の調査・評価（due diligence）**と位置づけることができる。

2.5.4 許可付与の条件

プロジェクトが拘束力のある計画のいずれかの基準を満たさない場合、CNE は該当する許可を付与してはならない。

影響：これにより、官民の開発業者に対する規制要件が強化される。単に技術的または財務的能力を示すだけでは不十分であり、プロジェクトが国家戦略的な発展に向けた、より大きな構想の一部であることが求められる。

利用者（MEM 参加者・販売事業者・有資格需要家〔消費者〕）にとって何を意味するのか？

1. 電力システム開発の秩序化と一貫性の向上

拘束的計画は、新規発電の参入が電力系統を分断したり不均衡にしたりしないことを保証するとともに、国の実際の需要と戦略的需要（持続可能性の目標を含む）に対応することを目標としている。

2. 供給の安全性・品質の向上

評価の一環として、拘束的計画に関連するプロジェクトが、電気サービスの信頼性、継続性および品質の維持または向上に寄与しているか否かが検証される。

3. 社会的影響を伴うエネルギー転換

利用者にとって、これは市場に新たに参入する発電事業者が、排出量削減、公平なアクセス、公正なエネルギーといった目標に貢献する必要があることを意味しており、利用可能なエネルギーのポートフォリオや、大口・中口消費者の脱炭素化ロードマップに影響を及ぼす可能性がある。

4. 長期的な公共政策との整合性

利用者は拘束的計画によって間接的な利益も得る。これは、10年、20年、30年以上を見据えた**長期的に構築されたビジョン**を支えるものであり、発電および送電網関連の投資、契約（PPA など）、資金調達、インフラ整備に対して、より高い予見性をもたらす。

拘束的計画の背景にあるロジックとは？

拘束的計画は、許認可の判断を他と無関係にまたは反応的に行うのではなく、**国のエネルギー開発戦略と体系的に進めるために設計された仕組み**である。

- エネルギーの安全保障と自給性
- クリーンエネルギーへの転換
- 環境面での持続可能性
- 社会的公正
- 経済効果
- 民間の主体者が国家の役割を上回らないこと。

まとめ

- ◇ **発電事業者向け**：拘束的計画は、メキシコで発電許可を取得する前に通過しなければならない、戦略的かつ技術的整合性を確保するための必須のフィルターである。
- ◇ **電力系統利用者向け**：より計画的で、安全、持続可能が高く、長期的な公共政策と整合した発電環境が整備されることを意味し、利用可能な電力、品質、調達基準に影響を及ぼす可能性がある。

主体者	拘束的計画で何が変わるか
発電者	もはや投資および系統連系だけでは不十分
投資者	規制リスクは 系統的適合性 に左右される
産業利用者	優れたプロジェクト=信頼性向上
BESS	任意から 戦略的資産 へ
CFE	システムの基幹的な役割

拘束的計画は、民間事業そのものを制限するのではなく、根拠が不十分なプロジェクトを禁じる仕組みである。

2.5.5 国家電力システムの拘束的計画に基づくプロジェクト評価表

以下の表は、国家電力システム（SEN）の拘束的計画で定められた基準に基づき、発電プロジェクトにおける規制上の実現可能性を事前評価することを目的としている。このマトリックスを用いることで、早期段階での規制リスク（GO/NO-GO）の把握、プロジェクトと現行の電力計画との整合性の確認、ならびに所管当局への正式な手続を開始する前の技術面および投資面の意思決定を支えることができる。

基準	補足基準	評価に資する主な質問	適合 (GO)	不適合 (NO-GO/ リスク)
A. SEN との 整合性	システムの ニーズ	不足、産業成長、または 特定地域のニーズは存在 するか？	需要の増加/ 地域的 な不足	正当な理由のない飽和エ リア
	戦略的な立 地	立地は地域計画や産業拠 点と整合しているか？	優先地域	良いリソースだが、立地 が悪い
	混雑状況	混雑を緩和し、費用のか かる増強を避けられる か？	既存ネットワークの 負荷軽減	新たな制約を生む
B. 信頼性 ・運用性	付帯サービ ス	BESS または制御サービス (周波数/電圧) を含む か？	BESS を統合	純間欠的発電
	運用安定性	地域システムの信頼性を 向上させるか？	柔軟性を提供	不安定化のリスク
C. 経済効 果	インフラ	大幅な強化なしに既存の 送電網を利用するか？	投資費用が少ない	新設変電所/新設送電線 (LT)
	システムコ スト	将来の SEN コストを削減 するか？	長期的な最適化	コスト増加
D. エネル ギー転換	技術	エネルギー転換の目標と 整合しているか？	FV (太陽光) +BESS / 高効率コージェネレ ーション	正当性のない火力発電
	排出量	排出削減に貢献するか？	排出量削減	高いカーボンフットプリ ント
E. 非優位 性	官民バラン ス	CFE の拡張を補完する か？	補完的な役割	国にとって代わる
	地域集中	地域における民間の優位 性を回避するか？	バランスの取れた事 業参加	民間による市場集中
F. 公正な エネルギー	地域への影 響	地域に具体的な利点をも たらすか？	雇用/信頼性	金融面での利点のみ
	アクセスと 品質	電力へのアクセス、供給 の質が改善されるか？	供給カバレッジの改 善	地域への影響なし
G. 技術革 新	技術レベル	先進的またはハイブリッ ド技術を導入している か？	BESS、EMS、ハイブ リッド化	従来型プロジェクト
	将来の柔軟 性	技術進化に対応可能か？	アップグレード可能/ モジュール化	技術的な硬直性
H. 総合的 な実現可能 性	法的側面	土地利用と所有権は明確 か？	権利が確立している	法的リスク

	環境面	環境許可は取得可能か？	環境への影響が少ない	環境リスク
	社会面	社会的リスクは管理されているか？	地域社会の受容性	社会的対立

事前評価の結果：

シグナル方式による判断ルール（● 適合，● 条件有，● 不適合）

● 適合

プロジェクトが以下の条件をすべて満たす場合、実施可能と判断される。

- A 国家電力システムとの整合
- E 非優位性原則の遵守
- H 総合的な実現可能性（法的側面、環境面、社会面）
- B システムの信頼性と運用性
さらに、以下の（C, D, F, G）で概ね良好な評価結果を示すこと
- C, D, F y G

● 条件有

以下の場合、プロジェクトは一定の調整を行うことで実施可能と判断される、

- A, E, H の条件は満足しているが、
B・C・D・F または G のいずれか、または複数の評価基準において、技術的・経済的・設計面での追加的な緩和措置が必要。

● 不適合

次のいずれかに該当する場合、プロジェクトは実施不可（NO-GO）と判断される。

- A, E, または H の要件を満足しない場合、
もしくは、B と C が同時に不適合となり、システムの信頼性やコストに重大な影響を及ぼす。

2.6 民間事業者の参画および CFE における意思決定プロセス

電力部門法によって制定された新たな枠組みでは、発電への民間部門の参画は排除されるのではなく、国家計画に整合した構造的なメカニズムを通して方向付けられる。この枠組みにおいて、連邦電力委員会（CFE）は電力システムの戦略的中核として、またプロジェクト開発における重要なカウンターパートとして行動する。

主に以下のメカニズムを通して、民間の参画が期待される。

- CFE との長期電力供給契約
- 国営企業が主導的役割を維持する混合投資スキームや戦略的パートナーシップ

- エネルギー省（SENER）が正式な計画文書で特定した地域固有のニーズに対応するプロジェクト

このような状況において、CFE は単なる経済的参加者としてではなく、国家電力システムの計画、拡張、運用における中核的な役割を担う。新規容量の開発または契約に関する意思決定プロセスは、主にシステムの必要性、信頼性、拘束的計画との整合性、およびプロジェクトの技術的・経済的実現可能性といった基準に基づいている。

投資家および産業界のユーザーにとって意味するところは、民間プロジェクトが実現するか否かが電力システムの拡張に補完的な形で参加できるか、運用面での価値を提供できるか、そしてエネルギー安全保障、エネルギー転換、地域開発といった国が定める優先事項に対応できるかといった能力に大きく左右されるということである。

3 電力部門法における発電形態と参画枠組み

電力部門法細則（RLSE）は、電力部門法（LSE）で規定されている発電形態を区別して展開し、それぞれに対して許可、系統連系、計画、運用に関する具体的な基準を定めている。LSE および RLSE に含まれる各発電形態を以下に列挙し説明する。

3.1 分散型発電（GD）（ ≤ 0.7 MW）¹⁰

RLSE は**分散型発電**に対して簡素化された制度を維持し、これを優先的な自家発電の形態として位置づけている。その発電所は、容量制限を遵守し、中電圧または低電圧で系統連系され、卸電力市場へ体系的に電力を供給しない限り、CNE による発電許可を必要としない。同規則は、CFE のグリッドコードおよび系統連系技術基準を遵守する義務を強化する一方で、小規模プロジェクトの行政負担を最小限に抑えることを目指している。

分散型発電とは、サイトでの自家消費を目的とした小規模発電システムであり、その容量は 0.7MW 以下で、消費拠点に近い場所で中圧または低圧で接続される設備である。（例：工場施設の屋根に設置された太陽光発電）

メキシコの規制下では以下の通りである。

- 分散型発電（GD）は力強い成長を見せ、2023 年末時点でその容量は 3GW を超え、年間 25～40%以上の増加率を示した。2024 年には累積容量が 4.4GW を上回った。
- 2025 年の法改正では、配電網に接続され、双方向メーターや地域の対価制度を通じて補償を受ける小規模発電事業者という論理を維持しつつ、この種のプロジェクトの**強化・簡素化**を目指している。
- 新たな電力部門法において、この制度に基づく発電容量の上限が従来の 500kW（LIE）から 700kW へ拡大された。

日系企業にとっては：

¹⁰ 連邦議会 電力部門法、発電に関する章（発電形態、分散型発電に関する規定）。官報 2025 年 3 月 18 日。

<https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LSE.pdf>（閲覧日：2025 年 12 月）。

- GD は、工場敷地内でのオンサイト発電として最適であり、MEM に全面的に依存することなく電力費用と排出量を削減できる。
- EPC 方式、オンサイト型 PPA、現地事業開発者によるリース方式など、産業界ユーザーの初期投資費用を抑えることができる。

3.2 自家発電 0.7 MW ～20 MW (独立型および系統連系型)¹¹

設置容量が 0.7MW から 20MW の範囲においては、電力部門とその細則に則り、需要拠点への直接供給を目的とした発電スキームが規定されている。これは、電力供給、コスト、持続可能性の概要をより管理しようと望む産業界のユーザーにとって、最も重要な選択肢の一つとなっている。この範囲内で、法的枠組みは自家発電の主要な形態として**系統連系型自家発電**と**独立型自家発電**の二つの方式を認めている。それぞれ技術、規制、経済面で異なった意味合いを持つものだ。

これらのスキームにより、企業は自社のまたは組み合わせ（原語は generación asociada）による発電所、**工業拠点内あるいはその近隣地域**に建設し、国家電力システムとそれぞれ異なった相互作用を保ちながら主に自社の電力需要を賄うことが可能になる。2025 年法改正において、この容量範囲での自家消費は集中的な産業負荷に対応し、エネルギー貯蔵の導入を促進し、電力システムのより秩序ある効率的な発展に寄与する戦略的要素として定着しつつある。

0.7～20 MW の範囲において、LSE およびその細則は次の形態を認めている。

系統連系型自家発電 (0.7～20 MW)

系統連系型は、オンサイトまたはその隣接地に位置し、国家電力システム (SEN) に接続され、主に同一企業グループの一つまたは複数の需要設備に電力を供給することを目的とした発電所である。

系統連系型自家発電の発電所について、RLSE は CNE から発電許可を取得し、SENER が定める拘束的計画を遵守することを定めている。これらの発電所は、SEN の送電網をバックアップとして利用することができるが、容量とネットワーク使用に係る規制料金が適用されるほか、電力品質や運用管理に関するより厳しい技術要件が課される。

系統連系、バックアップ料金、電力品質

検討すべき重要項目は次のとおり：

- CENACE および CFE に対する系統連系検討。
- 系統連系スキームにおける容量料金およびネットワーク使用料金。
- 電圧、高調波、および力率に関し、グリッドコードの厳格な遵守。

独立型自家発電 (0.7～20 MW)

SEN に接続しない発電所であり、「エネルギーアイランド」として運用する。遠隔地にある、または送電容量に問題がある工業団地において極めて重要な役割を果たす。

¹¹ 連邦議会 電力部門法、自家発電向け発電形態に関する規定（系統連系型および独立型方式を含む）。官報にて 2025 年 3 月 18 日に公布。リンク先：<https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LSE.pdf>（閲覧日：2025 年 12 月）
禁無断転載 Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

細則は、特にネットワークに制約がある地域において、独立型発電方式を有効かつ戦略的な形態として明確に認めている。SEN への系統連系はないものの、CNE の許可を必要とし、安全性、信頼性、および運用上の自立性を証明する必要がある。RLSE は、系統連系やバックアップ料金に関連する規制上の負担を軽減するため、オンサイトの産業プロジェクトにとって魅力的な選択肢となる。

オンサイト発電・蓄電プロジェクトは、LSE の枠組みにおいていくつかの構造的な理由から理想的と考えられている。第一に、国家電力システムへの依存度を低減し、送電網の混雑、停電、料金変動に伴うリスクを軽減する。第二に、電力品質をより直接的に管理できるため、グリッドコードの遵守が容易になる。

この種のスキームを開始または移行するために企業が実施すべき事項は次のとおり。

1. 電力と熱需要のプロファイルを評価する。
2. 発電形態を定義する。(GD, 独立型または系統連系)
3. CNE に対して必要な発電許可を申請する。(該当する場合)
4. 系統連系または自家発電に関する技術検討を実施する。
5. BESS などのバックアップ・制御システムを導入する。

0.7~20MW の許可および緩和措置を申請できる者

発電許可は、産業界の企業が直接申請することができ、開発事業者、工業団地、または特別目的会社 (SPV) が申請することも可能である。LSE は、技術要件、財務要件、および計画との整合性を満たしている限り、許可の名義人を制限しない。

0.7~20MW の範囲における規制上の緩和措置には、以下が含まれる。

- 大規模発電よりも限定簡素化された許可プロセス
- 自家発電スキームに対するより高い柔軟性
- 送電網の料金を伴わない独立運転の可能性

独立型自家発電と系統連系型自家発電の主な違いは、SEN との関係にある。前者はバックアップ料金や複雑な系統連系の検討を回避できるのに対し、後者は規制料金を負担する代わりに送電網によるバックアップを利用できる。

2025 年の法改正

- これらのスキームは拘束的計画および CNE の許可の対象となる一方で、自動車、部品、化学、鉄鋼などの大口需要拠点に対応する上で戦略的な役割として位置づけられている。

自家発電に関する DACG

3.2.1 自家発電に関する DACG ¹²

¹² 国家エネルギー委員会。電力の自家発電方式を規制するための一般行政規定 (DACG) を公布する協定。メキシコ連邦政府官報 2025 年 12 月 12 日。リンク先: https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5776013&fecha=12/12/2025#gsc.tab=0 (閲覧日: 2025 年 12 月)

2025年12月12日に官報に掲載された国家エネルギー委員会（CNE）の協定は、自家発電を規制するための一般行政規定を定めており、電力部門法とその細則に定められた内容を具体化・補完する遵守義務を伴う規範的な手段である。本発電形態における民間事業者の参加に適用される運用、技術、規制上の基準を定めている。

要約すると、これらの一般行政規定によって導入された主な特徴は次のとおりである：

1. 許可の付与に関する判断基準の明確化

本規定は、発電および蓄電に関する許可申請を評価する際に当局が考慮すべき要素が詳述されており、その要素にはプロジェクトの技術的整合性、運用上の実現可能性、国家電力システム計画との整合性などが含まれる。

2. 拘束的計画との整合性

民間プロジェクトは、個別案件のみならず、とりわけ系統に制約のある地域や産業需要が集中している地域においては、電力システムの信頼性・供給力・安定性への貢献度によっても正当化されなければならないという原則が強調されている。

3. プロジェクトの種類および規模による差別化された対応

DACG（一般行政規則）は、分散型発電、自家発電、混合型発電、大規模プロジェクトの違いを明確に認識し、各プロジェクトがSENに及ぼす実際の影響度に比例する評価を実施している。

4. エネルギー貯蔵の役割の明確化

電力システムにおいて、特に混雑緩和、需要ピークの管理、運用上のバックアップ、電力品質の向上に寄与する場合、蓄電は電力システムを支える重要な要素として認識されている。

5. 制度間の連携

本規定は、エネルギー省、国家エネルギー委員会およびCENACE間の連携を強化し、プロジェクト評価において技術面や規制面、ならびに計画的観点を総合的に考慮することを定めている。

6. 民間投資に対する確実性

国の規制面での役割が強化される一方で、DACGは明確な評価基準を定めることで民間プロジェクトの予測可能性を高め行政の裁量権を低減し、国家エネルギー政策と整合したプロジェクトの資金調達を容易にすることを目指している。

日系企業にとり、

- 0.7～20MWの範囲で、太陽光、風力、コージェネレーションといった発電設備をオンサイトまたはニアサイトで開発・共同投資することが可能であり、規制料金への依存度を下げつつ、サステナビリティ指標を改善する手段となる。
- CFEならびにCENACEと連携し、系統連系、バックアップ料金、電力品質に関する課題を事前に精査しなければならない。

3.3 混合型発電スキーム^{13 14}

発電所が発電量の一部を一つまたは複数の需要拠点の自家発電向けに割り当て、残りを市場、または供給事業者との契約スキームを介して電力システムへ販売する場合、これを混合型発電とみなす。このタイプの構成は、**0.7MW から数十 MW** の容量を持つ発電設所に広く見られる。

この形態を規定する単一の容量閾値は存在しない。重要なのは、**同一の発電許可の下で二つの電力用途が共存**し、それぞれの用途に適用される技術面・運用面・規制面での要件を遵守することである。この意味で、混合発電は設置容量の最適な活用を可能にし、特定の消費ニーズに対応すると共に電力システムへ補完的な形でエネルギーを供給することができる。

- LSE（電力部門法）および RLSE（同法細則）では、同一の発電所による以下のような形態が考慮されている。発電量の一部を産業用ユーザーまたはユーザーグループの消費に充当する。
- 残りの電力を、特定の契約に基づき **MEM で販売、あるいは CFE に販売**する。

混合発電は、特に次のようなケースで魅力的である。

- 産業用の需要が急速に増加し、CFE が追加容量を必要とする**ニアショアリング**地域。
- 産業パートナー（例：日本企業側で軸となる企業）が需要の一部を確保し、残りを CFE または市場との契約を通して供給するプロジェクト。

日本の投資家にとって、以下のようなタイプの構成が可能になる。

- **CFE と現地開発業者とのジョイントベンチャー**
- 工場向けのエネルギー確保と系統への余剰販売を組み合わせた長期供給契約

3.4 大規模発電（長期、卸電力市場 MEM）¹⁵

大規模発電とは、**数十～数百メガワット**規模の発電容量を有し国家電力システムに完全に統合され、主に国内の電力システムへ供給することを目的とする発電施設を指す。現行法ではこのカテゴリーについて単一の法的閾値は定められていないが、実際には概ね 20～30MW を超える発電容量を有し、電力システムの運用、信頼性ならびに計画に重大な地域的影響を及ぼすプロジェクトであるとされている。

大規模発電プロジェクトへの民間企業の参加は、その他の要件とともに特に以下の条件に従うものである。

- 国家電力システムの計画との整合性を確保
- 主として連邦電力委員会（CFE）との契約を締結
- 適用される技術面、運用面、財務面の諸要件を厳格に遵守

¹³ **連邦議会** 電力部門法、自家発電と国家電力システム（SEN）における商業化の双方に電力を振り分けることを可能にする発電形態（混合型発電スキーム）に関する規定。2025年3月18日付け官報。リンク先：

：<https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LSE.pdf>（閲覧日：2025年12月）

¹⁴ **大統領府** 電力部門法細則 2025年10月3日付け官報。リンク先：

：https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5769155&fecha=03/10/2025（閲覧日：2025年12月）

¹⁵ **大統領府** 電力部門法細則、卸電力市場に参加し長期電力供給契約（大規模発電）を締結する発電施設に適用される規定。

2025年10月3日付 官報。リンク先：https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5769155&fecha=03/10/2025（閲覧日：2025年12月）

大規模発電には、数十～数百 MW 規模の発電所（コンバインドサイクル、大型の太陽光、風力、地熱発電所）が含まれ、以下の通りである。

- 国家エネルギー委員会（CNE）によって付与される発電許可に基づき、国家電力システム（SEN）に統合される。
- 電力部門法（LSE）の新たな枠組みにおいて、MEM へ参加し、連邦電力庁（CFE）または大口有資格需要家と長期契約を締結できる。

公共政策は CFE そのものの能力強化に重点を置いているが、2025 年の改正により、戦略的プロジェクトへの民間投資の道が再び開かれ、特に、以下の条件を満たすプロジェクトが対象である。

- 重要な工業地域におけるエネルギー供給の確保に寄与する。
- 送配電網の信頼性を向上させるために、クリーンエネルギー源やエネルギー貯蔵を組み込む。

3.5 その他の発電形態¹⁶

LSE（電力部門法）および関連法令で規定されるその他の重要な発電形態

- 高効率コージェネレーション（高い熱消費を要する産業プロセスで重要）
- 地熱およびバイオ燃料については、LSE と並行して制定された特定の法律がある。
- ハイブリッド型プロジェクト（複数の発電・貯蔵技術を同一発電施設内で組み合わせる）

コージェネレーション、地熱、グリーン水素、またはハイブリッド型などの先進技術を有する日系企業にとって、新たな制度枠組みはこれらの選択肢を正式に認識・規制しており、実証プロジェクト・商用規模プロジェクトへの扉が開かれている。

4. その他の事項および運用上の遵守事項

4.1 グリッドコード¹⁷

グリッドコードは、国家電力システム（SEN）のすべての参加者に対して義務付けられる技術規範である。

- 運用および系統連系における最低限の品質・信頼性・継続性・安全性に関する基準を定めている。
- 発電所と一定規模の需要拠点（大口産業ユーザー）に適用される。

¹⁶ 大統領府 電力部門細則、発電技術、高効率コージェネレーション、ハイブリッドプロジェクト、エネルギー貯蔵システムに適用される規定。2025 年 10 月 3 日付 官報。

リンク先: https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5769155&fecha=03/10/2025 (閲覧日: 2025 年 12 月)

¹⁷ エネルギー規制委員会（CRE）分散型発電に関する一般行政規定の発出に係る協定

2021 年 12 月 31 日付け官報。リンク先: https://dof.gob.mx/2021/CRE/CRE_311221.pdf (閲覧日: 2025 年 12 月)

禁無断転載 Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

新たな制度枠組みの下でも、CENACE（国家エネルギー管理センター）は引き続き電力システムと市場の運用者であるが、今や CNE（国家エネルギー委員会）と SENER（エネルギー省）の監督下に置かれ、技術規範の維持および更新を担う立場である。

グリッドコード不遵守に対する罰則

現行の電力部門法に基づき、グリッドコードの不遵守に対する罰則は、違反の性質・重大性・影響に鑑み、**比例的かつ技術的な基準**により決定される。

制裁金（罰金）の算定にあたっては、以下の要素が明示的に考慮されるが、これらに限定されるものではない。

1. 直近の会計年度における年間総所得額、または所管当局により定められた固定額を含む、**違反者の経済基盤**。
2. グリッドコードに定められたパラメータからの逸脱度合い準じた**技術面での違反の甚大さ**。
3. SEN の**信頼性・継続性・安全性、品質への影響**や第三者への影響。
4. **関係する電力容量需要、設備容量、系統連系または接続の電圧レベル**を含む。
5. **義務を有する対象者の再犯行為や姿勢**、先に命じられた是正措置の不履行や怠慢を含む。

規制当局は、不遵守が電力システムにリスクをもたらす場合、再発でも正式な是正措置要請にもかかわらず継続する場合でも、制裁を加重することがある。

日系企業の工業プラントの場合：

- 制裁を回避し運用安定性を確保するため、GT、コージェネレーション、太陽光、BESS 等のプロジェクト設計段階からグリッドコードおよび電力関連の公式規格の遵守を考慮することが不可欠である。
- **電力品質（フィルター、無効電力補償装置、UPS、BESS）への投資は、グリッドコードの遵守と生産停止の低減に資する。**

4.2 エネルギー貯蔵

2025 年の法改正における重要な変化点の一つは、**エネルギー貯蔵**が部門の活動として明確に認められたことである。

- LSE（電力部門法）は、電力部門の定義に**エネルギー貯蔵**を含めている。¹⁸
- RLSE（電力部門法細則）および関連する二次規定には、**エネルギー貯蔵システム（SAEE）**が発電所または容量が 0.7 MW 以上の需要施設に付帯していない場合、CNE から付与される貯蔵許可

¹⁸連邦議会 電力部門法、電力エネルギー貯蔵を電力部門の構成要素かつ国家電力システムの一部として認める規定。2025 年 3 月 18 日付け官報。リンク先：<https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LSE.pdf>（閲覧日：2025 年 12 月）
禁無断転載 Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

を要することが詳細に規定されている。一方、発電施設の一部である場合は、発電許可の対象となる。¹⁹

- MEM に参加するエネルギー貯蔵システム (SAEE) は、許可を取得し認可を受けた事業者 (貯蔵・発電・供給のいずれか) によって運営されること。

エネルギー貯蔵に関する運用上の定義

- BESS behind-the-meter (ベス ビハインド・ザ・メーター) : ユーザー側に設置されるエネルギー貯蔵システムで需要ピークの抑制、バックアップ、電力品質に用いられる。
- BESS front-of-the-meter (ベス フロント・オブ・ザ・メーター) : 電力系統に直接接続され、国家電力システム (SEN) にサービスを提供するエネルギー貯蔵システムである。
- Peak shaving (ピークシェービング) : ピーク時の電力使用量を軽減させることで容量料金や関連コストを抑える需要管理戦略。

これにより、以下の分野に大きなチャンスが開かれる。

- 工業プラントにおけるベス ビハインド・ザ・メーターシステム。(ピークシェービング、バックアップ、電力品質管理)。
- CFE が予備電力・周波数調整などの補完的サービスを必要とするグリッド飽和地域や工業団地で展開するフロント・オブ・ザ・メーター型プロジェクト。

バッテリー、パワーエレクトロニクス、EMS、需要管理ソリューションに経験を持つ日系企業は次のようなことができる。

- 産業ユーザー向けに「Storage as a Service (電力保管サービス)」モデルを導入する。
- 自家発電用太陽光やコージェネレーションのプロジェクトにエネルギー貯蔵を統合し、エネルギーコストや排出量の最適化を図る。

5. 電力産業法 (LIE 2013)²⁰と電力部門法 (LSE 2025)²¹の比較

メキシコ電力部門における構造的ならびに規制上の変化を理解するため、2013 年の法改正によって成立した電力産業法 (LIE) と、2025 年に公布された電力部門法 (LSE) の比較表を以下に示す。

この比較では、両法令のアプローチ、制度組織、国と民間部門の参加等に関する主な相違点、さらに新たな法的枠組みが同部門の関係者に及ぼす一般的な影響について明示する。

5.1 比較表 電力産業法 LIE (2013 年改正) 対 電力部門法 LSE (2025 年)

項目	LIE (2013-2014) - 電力産業法	LSE (2025) - 電力部門法
----	-------------------------	--------------------

¹⁹ 大統領府 電力部門法細則、独立型または発電所に付帯した電気エネルギー貯蔵システム、および国家電力システムと卸電力市場への参加を含む電力部門の活動としての電力貯蔵に関する規定。2025 年 10 月 3 日付け官報。リンク先: https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5769155&fecha=03/10/2025 (閲覧日: 2025 年 12 月)

²⁰ 連邦議会 電力産業法 最新の改正法は 2021 年 3 月 9 日付け官報に掲載。リンク先: https://portalhcd.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LIElec_090321.pdf (閲覧: 2025 年 12 月)

²¹ 連邦議会 電力部門法 エネルギー貯蔵を電力部門の構成要素かつ国家電力システムの一部として認める規定。2025 年 3 月 18 日付け官報 リンク先: <https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LSE.pdf> (閲覧: 2025 年 12 月)

着眼点/ 目的	持続可能な開発と 継続的、効率的かつ安全な 運用を促進し、 クリーンエネルギー と排出削減義務を組み込む。	エネルギー安全保障と自給力、国の優位性 を強調し「可能な限り低価格」での電力と、 基本供給における営利追求 の回避を目指す。
制度設計 (規制当局)	CRE は、市場ルール、監督、許認可 (例：参加者の認可) における主たる権限機関として登場する。	新たな枠組みの、規制の定義と規制機関としての役割を果たす中核的機関として CNE (国家エネルギー委員会) が創設され使われる。
卸電力市場 (MEM)	MEM は CENACE によって運営され、規制・監視の対象となる。効率的な運用を妨げる行為は禁止され CRE が MEM の運用を監視。	卸電力市場 (MEM) に言及しているが、国による統制と新たな参加形態を志向する枠組みである。
CENACE の役割	公的機関としての CENACE が MEM の 運用管理 と運用を担当。オープンアクセス/不当な差別のないもの (当初の設計)。	SEN/MEM の複雑で込み入った状況にあることは変わらないが、エネルギー省/CNE が電力部門の統制とフォローを結び付けるスキームの下で CENACE が調整される。
民間の参加	様々な参加者/事業者 (発電業者、供給業者等) と、MEM における競争ルールを備えた競争促進モデル。	国の優越性 を強調しつつ、国の独占ではない活動に「 民間が参加できる形態や方法 」を明確に定義している。
基本供給	優先活動として認識され、枠組みには供給業者、遵守しない場合のルール/移管・移転が含まれる (事業形態は、よりオープンな構造)。	基本供給は 非営利 を重視し、契約・条件のスキームに基づいて規制される。管理下の需要は基本サービス供給業者を通じて扱われる。
発電の開発形態	(MEM とその運用の元々の設計である入札、カバレッジ契約等) 競争と市場原理が優先する。	国営企業が 54%以上 を占めるべきとする「 共同投資 」などのスキームが明示されている。
国営企業 (CFE)	CFE は国の生産企業として市場に参加し (元の設計) 市場規則に従い、離脱/参入する。	国営企業 の役割と一定の形態 (CFE による代表権等) を介し MEM における参加や代表性が強化されている。
ネットワークへのアクセス/送電/配電	SEN の計画と管理、ならびに送配電 (T&D) の公共サービスが戦略的分野。民間との契約締結が可能。	T&D を公共サービスとして維持しつつ、SEN の計画・管理を始め電力部門の秩序を整える点で国による統制を強調。
クリーンエネルギー/エネルギー転換	その目的にはクリーンエネルギーと排出削減義務が含まれる。	その目的に、公正なエネルギー、エネルギー転換、脱炭素化、環境公約が含まれる。
許可/認可 (全体)	各種活動および参加者 (例：MEM 参加者) は、CRE による許認可と監視の対象。	エネルギー省/CNE の管轄下で、許可/認可および新しい事業形態/方式が再編。さらに方法論に従った移行措置が設定されている。
主要な移行体制	(ある時期) 移行規則とレガシー形態 (例：レガシー契約と CRE との相互作用) を定めている。	電力産業法 LIE (2014 年 8 月 11 日付 官報) を廃止し、以前の手法・ツールの継続性と方法論の更新に関する移行規則を定めている。

主要な相違点は以下のとおり：

LIE (2013/2014)： CENACE による MEM の規制監視と運用を伴う市場／競争原理を志向する構築。

LSE (2025)： **国の優位性**を前提とし計画・統制機能が強化され、民間参加は特定の方式 (例：国の参加率 **54%以上の共同投資**) を介したものとなり、基本供給においては**非営利性**が強調される構築。

5.2 電力産業法（LIE - 2013 年改正／2014 年の連邦官報）と電力部門法（LSE - 2025 年 3 月 18 日付連邦官報）の法的比較表

メキシコ電力部門の法的枠組みの主な変更点を明確に把握するため、2013 年の改正による電力産業法（LIE）と、2025 年に公布された電力部門法（LSE）の比較表を以下に示す。この表は、2 つの法的枠組みの最も重要な相違点をまとめたものであり、法的および実務的観点からの分析を容易にする。

	LIE 2013	LSE 2025	実務面での影響	産業界 各企業への影響
法律の目的	LIE 第 1 条：効率・品質・信頼性・継続性・安全性・持続可能性の基準に基づき電力産業を規制する。	LSE 第 1 条：安全保障とエネルギー主権、アクセス性、公正なエネルギーの原則に則し電力部門を規制。	市場ロジックから公共政策ロジックへの転換	基本供給の確実性が高まり、純粋な競争原理は低下する。
経済的アプローチ	官民双方が参加する競争市場	国の統制と優位性	市場中心の役割が縮小	長期投資計画にとって重要
主な規制当局	CRE（LIE の第 2 条、3 条、12 条～22 条）	CNE - 国家エネルギー委員会（LSE の第 8 条～15 条）	技術的独立規制機関が、部門規制機関に代わった。	連邦政府のエネルギー政策とより直接的に関係する。
SENER（エネルギー省）の役割	総合的統轄	統轄制度の強化と直接的な調整。	戦略的な意思決定の中央集権化が増す。	プロジェクトは国家の優先事項との整合が求められる。
MEM の存在	LIE の第 108 条～110 条：MEM がディスパッチと商業取引の中心。	LSE の第 87 条～92 条：MEM は存続するが、電力システムの中心軸ではない。	MEM は唯一の重要なメカニズムではなくなる。	MEM のボラティリティに対し、直接的な露出が低下する。
ディスパッチの原則	経済性（コストメリット）。	信頼性と安全性の基準の下で、ディスパッチが認可される。	経済的ディスパッチの柔軟性	限界価格が変更する可能性あり。
役割	LIE の第 108 条：SEN/MEM からは独立した運用者	LSE 第 93 条～96 条：エネルギー省（SENER）/国家エネルギー委員会（CNE）と連携した技術運用者	運用面での自立性が縮小	系統連系や運用の調査に変更が出る。
明示義務（オープンアクセス）	明示的原則	維持されるが国の計画に従属	計画がアクセスの条件となる。	新規 FV/BESS プロジェクトにとり重要である。
一般原則	国の独占でない部分での自由参加	民間の参加は認められるが、限定される。	民間参加の「仕方」が再定義される。	新規のスキームに従ってプロジェクトを構築する必要あり。
MEM における代表権	各参加者が直接代表権を持つ。	国営企業を介しての可能性あり。	運用面での独立性が低下	PPA やカバレッジ契約にとって重要となる。
共同投資	法的な形態は無し	LSE の第 38 条：国営企業が 54% 以上とする。	新しい構造的スキーム	CFE とのジョイントベンチャーに適した魅力的なモデルである。
統制	適用外	国による運用管理と意思決定	政治リスクの低減	長期的な民間投資と並立する。

性格	国の生産企業	国営企業	その機能が憲法上変更された。	CFE の機関としての存在感が増大する。
発電における役割	MEM の参加者のひとつ	優先的な戦略的主体者	計画とディスパッチにおける優先権	戦略的パートナーになり得る。
目的	経済効率を伴う公共サービス。	営利の禁止 (LSE 第 56 条)	財務ロジックの転換	産業向けの料金がより安定する。
管理可能な需要	MEM に参加可能	基本供給を介して繋げる。	市場に露出する度合いが低下する。	産業プラントにとって有利になる。
持続可能性	明示的な目的 (第 2 条)	「公正なエネルギー」に統合	廃止ではなく、論証上の (文章表現) 変更。	太陽光 (FV)、貯蔵システム (BESS)、コージェネレーションは引き続き有効
CEL/手段・ツール	市場の構成	規制の再定義の対象	手法の調整	CEL 契約の見直しが必要となる。
発効	2014 年より施行	LIE の 廃止 (移行条項第一条)	法的枠組みの全面的変更	契約や許可の見直し
既存契約	レガシー契約は認められる。	適合化した上で認められる。	法的確実性	訴求的影響の確率は低い。

主な相違点:

- LIE 2013 (電力産業法) は市場志向・競争志向の枠組みであった。
- LSE 2025 (電力部門法) は国家主導、計画重視、エネルギー安全保障志向の枠組みである。
- 民間投資は引き続き認められているが、より構築された形態の下となり、とりわけ共同投資が重視される。
- 日系産業界の企業にとっての新たなモデル
 - ボラティリティの低減
 - 長期的な提携が有利
 - 国家エネルギー政策に整合したプロジェクト (太陽光, BESS, 高効率コージェネレーション) の奨励

結論

2025 年の規制枠組みの更新は、電力部門の構造における方向転換点となり、国と CFE が電力システムの計画・運用・拡張における中核的な主体として確固たる地位を築くに至った。とはいえ、この新たなモデルは民間の参加を排除するものではなく、むしろ、国家計画に整合し国家電力システム (SEN) に付加価値を与える限り、発電、自家発電、混合型発電、貯蔵といったプロジェクトへの明確な道を開くものである。

日系産業界の企業にとり戦略的な結論は以下の通り。

1. 規制環境は、より秩序立った予見可能性の高い、中央による計画策定の傾向を示している。これは特に需要の高い工業地域において、容量・品質・信頼性といった地域ニーズに整合し十分に構築されたプロジェクトに有利に働く。
2. クリーンエネルギーの発電と貯蔵への投資がますます重要になる。メキシコはクリーンエネルギーのシェアを拡大し、電力インフラを強化する必要がある。これにより太陽光・風力・高効率コージェネレーション・BESS といった、日本が世界をリードする技術に商機が生まれる。

3. **産業ユーザーは、自家発電ならびに混合型発電を通じて競争力を高めることができる。**0.7～20MWまでのオンサイトまたはニアサイト発電所などの形態により、企業は安定した価格を確保しカーボンフットプリントを削減し、事業の継続性を強化できる。
4. **CFE は、中・大規模プロジェクトにおける戦略的パートナーとしての地位を確立する。**新たな CFE 法により、長期的なパートナーシップや契約が可能となり、国内の電力インフラへの参入に関心を持つ海外投資家にとって魅力的なものになり得る。
5. **運用上のコンプライアンス（グリッドコード、電力品質、技術要件）がますます厳格になる。**企業は、電力供給の継続性を確保し罰則を回避するために、電力の近代化、貯蔵、無効電力補償、バックアップシステムへの投資を予め見越す必要がある。

総じて、2025 年の法改正により民間の参入が引き続き実行可能かつ不可欠となる新たな事業環境が形成された。特に、産業競争力を高めエネルギー転換を促進し国内インフラを強化するプロジェクトにおいて、民間参入の重要性が増している。メキシコに進出する日系企業にとって、その存在を確固たるものにし近代的エネルギーソリューションへの投資、さらに世界と地域における持続可能性目標と整合を図る上で、現在は好機といえよう。

用語集

エネルギー貯蔵

電力部門における活動。電力をいったん貯蔵し後から使用することである。その目的は国家電力システムの信頼性、柔軟性、効率性を向上させることで、これには電気化学式蓄電池（BESS）やその他の新しいソリューションが含まれる。

自家発電

エンドユーザーが自らの消費ニーズの全部または一部を満たすために発電するスキーム。電力部門法とその細則で定められた容量制限と要件に従って、国家電力システム（SEN）に連系して、或いは独立して運用できる。

自家発電（独立型）

発電所が国家電力システムに連系せず、国家電力ネットワークをバックアップとして使用せずに、1つ以上の需要拠点に電力を供給するために自立的に稼働する自家発電形態である。

自家発電（系統連系型）

発電所が国家電力システム（SEN）に接続し、ネットワークを運用のバックアップとして使用する自家発電の形態。送電網の容量と使用に対し、規制料金を支払いグリッドコードの遵守が求められる。

BESS（エネルギー貯蔵システム）

バックアップ、ピーク削減（ピークシェービング）、電力の時間帯移動（タイムシフティング）、電力品質の向上に使用されるバッテリーを用いたエネルギー貯蔵システム。

国家エネルギー管理センター（CENACE）

国家電力システムならびに卸電力市場の運営を担い、電力のディスパッチ、系統制御、市場管理を担当する機関。

需要拠点

工場、工業団地、商業施設など、電力を消費する施設またはその複合体。

クリーンエネルギー証明書(CEL)

クリーンエネルギー源からの発電を証明するもので、クリーンエネルギー消費義務の履行に利用できる規制手段。

グリッドコード

需要拠点ならびに発電施設の国家電力システムへの連系・運用に係る品質、信頼性、継続性、安全性の最低要件を定める一連の義務的技術規範。

高効率コージェネレーション

単一の燃料から電力と有用な熱エネルギーを同時に生成するプロセスであり、エネルギー効率の向上と排出量の削減を実現する。

連邦電力委員会 (CFE)

メキシコにおける電力の発電、送電、配電および基本供給を担う国営企業。

国家エネルギー委員会 (CNE)

エネルギー省 (SENER) の所管下にあるエネルギー部門の技術規制機関であり、CRE (エネルギー規制委員会) の廃止後、許可の付与、料金規制、電力部門の監督を担当する。

DACG (一般行政規定)

主に国家エネルギー委員会ならびにエネルギー省といった管轄当局によって発行される、電力部門法とその細則の適用を展開し、明確化し、補完する、遵守が義務付けられた一連の行政規則。DACG は許可の付与、系統連系、エネルギー貯蔵、拘束的計画、ならびに各種発電形態に係る具体的な技術的・運用上・規制上の基準を定め、電力部門の参加者に対してより高い法的なまた運用上の確実性を提供する。

クリーンエネルギー

太陽光、風力、地熱、水力、原子力、および高効率コージェネレーションなど、温室ガスの排出が少ない、またはゼロのエネルギー源

分散型発電 (GD)

最大 700 kW までの小規模発電所により、中圧または低圧系統へ接続し需要拠点の近接地で電力を生産する。

電力部門法 (LSE)

2025 年 3 月に公布された法律で、電力産業法 (LIE) に代わるものとしてメキシコ電力部門の現行の法的枠組みを制定し、拘束的計画および国の役割を定義する。

卸電力市場 (MEM)

発電事業者、供給事業者と有資格需要家の間で、電力、容量、付帯サービスの売買取引が行われるシステム。

ニアショアリング

企業が生産チェーンを最終市場に近い国へ移転し、メキシコのエネルギーインフラの需要を高める産業移転戦略

非優位の原則

電力部門法とその細則に定められた規制原則であり、国が国内発電において最低限の参加を維持し、民間事業者が電力事業で国営企業より優位に立つことを防ぐことを目的としている。

発電/貯蔵の許可

電力部門法に基づき、国家エネルギー委員会 (CNE) が発電所または貯蔵システムの開発と運用に対して付与する認可。

PLADESE (国家電力システム開発計画)

エネルギー省が策定する電力部門の公式な計画書であり、短期、中期、長期における国家電力システムの拡張、近代化、運用の戦略を定める。PLADESE は、信頼性、エネルギー安全保障、経済効率、エネルギー転換といった基準の下、新たな発電容量、送電、配電、ならびにクリーンエネルギーやエネルギー貯蔵導入の必要性を定義している。電力部門法の枠組みにおいて、PLADESE は拘束的計画の中核的要素を構成し、許可、投資プロジェクト、規制上の決定を評価するための必須の参考基準である。

拘束的計画

エネルギー省（SENER）が策定する国家エネルギー計画に基づき、電力部門の拡張および運用を国の定める計画に必ず整合させなければならないとする、電力部門法（LSE）により規定された原則である。

大規模発電

数十 MW から数百 MW 規模の大容量発電施設による発電である。この発電施設は卸電力市場（MEM）に参加し国家電力システム（SEN）に電力供給する。

混合型発電

発電所が生産した電力の一部を産業ユーザーの自家発電用に割り当て、残りを MEM 又は CFE 向けに販売するスキームである。

電力部門法細則（RLSE）

許可、系統連系、エネルギー貯蔵を含む、電力部門法（LSE）の適用を展開し具体化する二次法令で、許可・系統連系・貯蔵に係る事項を含む。

エネルギー省（SENER）

国のエネルギー政策と電力部門の計画を所管する連邦政府機関

補完サービス

国家電力システムの信頼性のある、また安全な運用に必要とされる補助的サービス。周波数調整、電圧制御、運転予備力、迅速対応、ブラックスタート、発電ランプ制御などが挙げられる。

国家電力システム（SEN）

メキシコにおける電力供給を可能にする発電所、送配電網、需要拠点、制御システムから成る統合的な総体。

電力エネルギー貯蔵システム（SAEE）

独立型、または発電所や需要拠点と組み合わせられた、電気エネルギーの貯蔵を目的とした施設。

有資格需要家

規制で定められた閾値以上の需要を持ち、卸電力市場に直接参加する権利を有する、あるいは有資格供給者と契約する権利を持つ電力消費者。

法的枠組み並びに参考文献
2025年メキシコ電力法改正

文書の種類	文書名	参照すべき重要項目	公式リンク
憲法	メキシコ合衆国憲法 Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos	第25条（国家の統制権）、第27条（エネルギー部門）、第28条（戦略分野・国営生産企業）	https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/CPEUM.pdf
法律	電力部門法（LSE）2025 Ley del Sector Eléctrico	一般規定、SEN計画、国と民間の参加、発電と蓄電、移行条項	https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LSE.pdf
法律	国営企業法、連邦電力委員会（CFE）Ley de la Empresa Pública del Estado, Comisión Federal de Electricidad	CFEの法的性質、権限と職務責任、混合開発スキーム	https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LCFE.pdf
廃止された法律	電力産業法（LIE）2013 Ley de la Industria Eléctrica	2025年改正前の枠組み、市場スキームとこれまでの許可	https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LIE.pdf
細則	電力部門法細則（RLSE） Reglamento de la Ley del Sector Eléctrico 2025年10月3日付官報	発電・貯蔵許可、自家発電、系統連系、拘束的計画 第9条（非優位）	https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5769155&fecha=03/10/2025
行政規定	発電活動における拘束的計画に関する一般行政規定 DACG 2025年10月17日付官報	プロジェクト評価基準、公式計画との整合性、信頼性とエネルギー安全保障	https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5770298&fecha=17/10/2025
行政規定	電力の自家発電に適用される一般行政規定 DACG 2025年12月12日付官報	独立型および系統連系型の自家発電、容量閾値、技術的ならびに規制上の義務	https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5776013&fecha=12/12/2025
行政規定	電力エネルギー貯蔵に関する一般行政規定 DACG	SAEEの定義、許可と形態、発電と送配電網への組み込み	https://www.dof.gob.mx
指針	CFEと民間による混合開発スキームに関する指針 2026年1月28日付官報	パートナーシップの形態、リスク配分、CFEの参加	https://www.dof.gob.mx
計画策定	国家電力システム開発計画（PLADESE）	需要予測、発電の拡大、送配電、クリーンエネルギーと貯蔵	https://energia.conahcyt.mx/planeas/electricidad
計画策定	送配電網インフラのための拘束的プログラム（PVIRCE） 2025-2039	送配電網の拡大、地域強化、SENの信頼性	https://www.gob.mx/sener
計画策定	国家開発計画（PND） 2025-2030	公共政策の中心軸、産業とエネルギー開発	https://www.gob.mx/pnd
技術文書	グリッドコード Código de Red	電力品質、信頼性、需要拠点の技術要件	https://www.gob.mx/cenace

文書の種類	文書名	参照すべき重要項目	公式リンク
技術文書	電力施設に適用されるメキシコ公式規格 (NOM)	電気の安全性、設計、運用、保守	https://www.gob.mx/normalizacion
統計文書	国家エネルギーバランス Balance Nacional de Energía	国家エネルギーマトリックス、技術別消費と発電	https://www.gob.mx/sener
計画策定文書 (履歴)	PRODESEN (国家電力システム開発プログラム) 2024-2038	電力計画の背景	https://www.gob.mx/sener
気候政策文書	パリ協定におけるメキシコの公約	温室効果ガス削減目標、エネルギー転換	https://www.gob.mx/semarnat
参考文書	CENACE の運用・技術情報	SEN 運用、MEM、系統連系	https://www.cenace.gob.mx

注記：

本表は情報提供と参考のために供するものである。記載されている各文書の適用や解釈は、主としてエネルギー省 (SENER)、国家エネルギー委員会 (CNE)、国家エネルギー管理センター (CENACE) などの所轄当局の範疇にある。